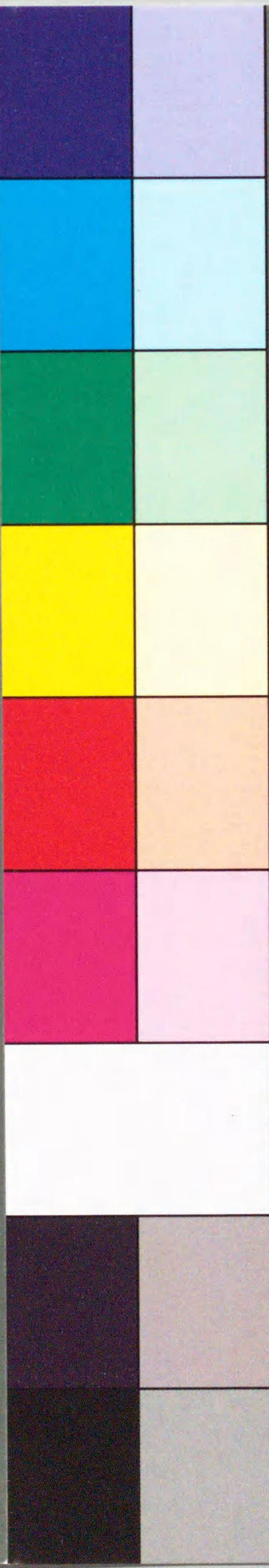


# Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



# Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



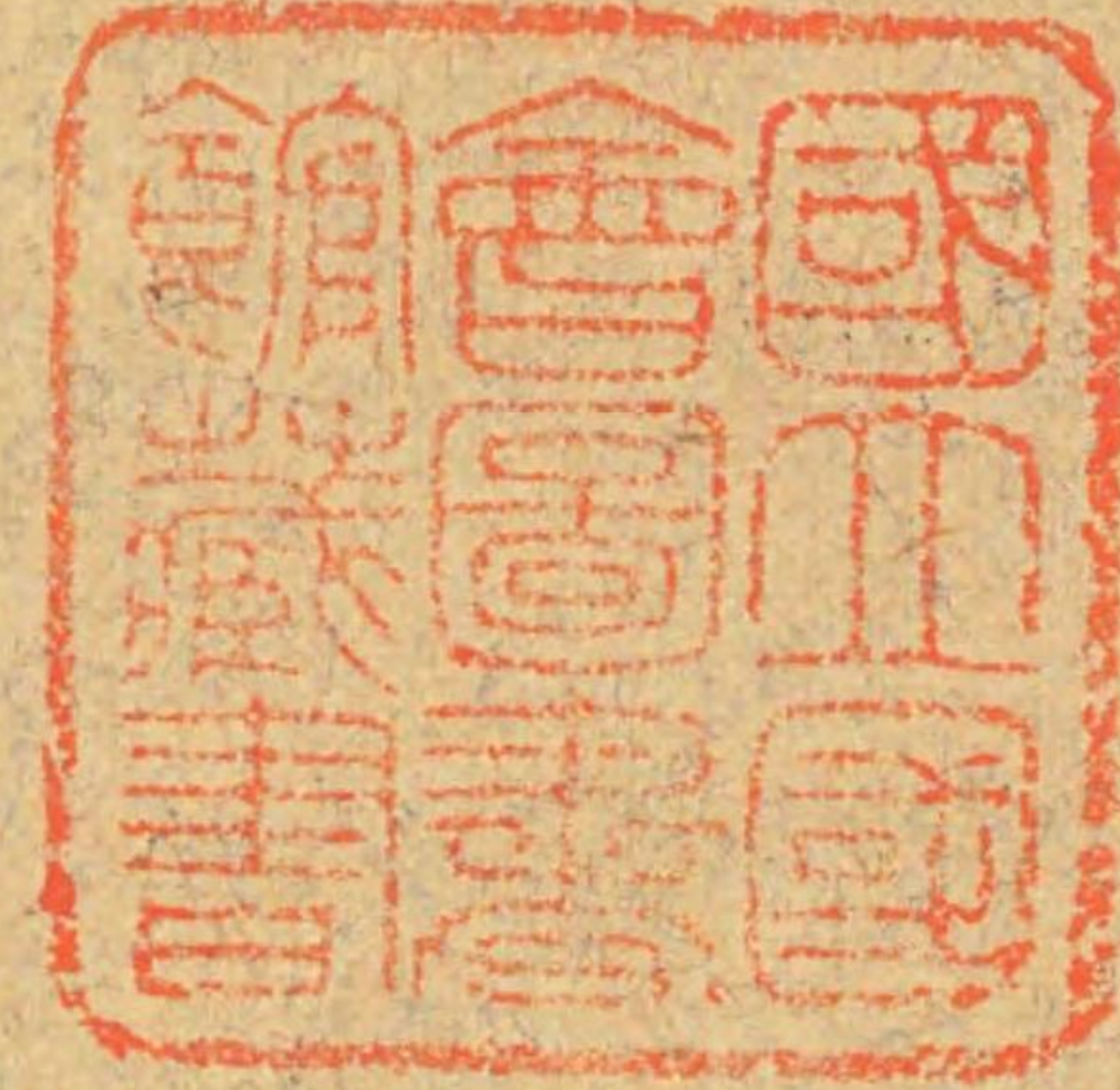
訂正  
二版

# 艾那夾

卷二



222.01 I 763A



225438



支那史卷二目錄

第一篇 秦漢三國史

第一章 秦室の興亡

第一節

始皇の治世 郡縣政治の始 南越を略す 匈奴を伐つ

第二節

群雄の蜂起及び秦室の滅亡 陳涉吳廣 項梁項籍及び劉邦等兵を起す 劉邦秦を滅す

第二章 前漢の隆替

第一節

漢楚の分争 鴻門の會 劉項籍關中西楚の霸王 韓信趙燕を下す 項籍敗死す 破る

第二節

高帝の治世 關中に都す 功臣を誅除す 入寇

第三節

呂氏の專横

七

丁

一十三 丁



第四節

文帝の治世及び七國の叛亂  
文帝の治世は、七國の叛亂を起し、周亞父七國の叛亂を平くす。

第五節

武帝の治世  
武帝の治世は、匈奴を伐つ、諸外國を降す、匈奴の交通を断つ、財政の困難を酷吏を任用す。

第六節

霍光の攝政及び宣帝の中興  
霍光の攝政及び宣帝の中興は、上官桀等の外國の廢立、霍氏を滅す、國內の平治。

第七節

宦官の専恣及び外戚の跋扈  
宦官の専恣及び外戚の跋扈は、石顯等を司馬となす、王氏の盛榮、王莽大

第八節

王莽の篡立及び其敗亡  
王莽の篡立及び其敗亡は、人民愁怨す、昆陽の戦、王莽を殺す、海内兵起る。

第三章 後漢の盛衰

第一節

光武の興復及び其政治  
光武の興復及び其政治は、光武海内を蕩平す、光武の政治に即

三十三丁

第二節

外蕃の叛服  
外蕃の叛服は、耿秉竇固北匈奴を伐つ、西域諸國を平くす。

第三節

外戚及び宦官の専恣  
外戚及び宦官の専恣は、竇氏の専權を用ふ、宦官の權漸く重し、閹氏の専恣禍宦官益盛なり。

第四節

海内の争亂及び漢室の滅亡  
海内の争亂及び漢室の滅亡は、黄巾の亂、誅す、曹操の諸將董卓を討す、董卓の死、曹操と許に奉す、官渡の役、曹操に據る、孫權吳に據る、劉備蜀

(附)後漢大事年表

第四章 三國の分立

四十八丁

第一節

吳蜀の和戦及び吳魏の攻守

第二節

蜀魏の交戦及び魏臣の専恣

第三節

蜀魏吳の滅亡

(附)三國大事年表



第五章 秦漢及び三國の開化 五十七丁

第一節 制度 官制 兵制 郡縣制 封建制 選舉 税法

第二節 學術 學校の沿革 識緯學 經學 史學 文學 天文 曆法 文學 發明

第三節 宗教 佛教

第四節 技藝 音樂 繪畫 建築 彫刻

第五節 産業 農業 商業 (附)貨幣

第六節 風俗 人民の氣質 冠冕及頭飾 婚姻 喪葬 祭祀

(附)秦漢三國大事年表

支那史卷二目錄終

訂増補 支那史卷二

第一篇 秦漢三國史

第一章 秦室の興亡

第一節 始皇の治世

秦王政既に六國を併せて自ら始皇帝と號す時に丞相王綰等諸王を立てて四方を鎮めむことを請ふ始皇其議を群臣に下しに廷尉李斯を不便なりといふ始皇依て海内を分ちて三十餘郡となし郡毎に守尉監を置きぬ是れ即郡縣政治の始めなり始皇海内の叛亂を懼れ民間の兵器を收めて鐘鐻金人となし諸郡の富豪十二萬戸を咸陽(秦の都にて今の陝西)に移したり又海内の人心を壓せむとて屢郡縣を巡行し泰山に封じ梁父に禪じ(天を祭るを封さいひ地を祭るを禪といふ)石を立てて其徳を頌し又屢方士をして海に入りて神仙を求めらめたり時に方

郡縣政治の始

常陸 市村瓚次郎 纂著  
出雲 瀧川龜太郎





匈奴を伐つ

南越を略す

書を焚き  
儒を坑す

士盧生といふ者海より還りて奉りたる圖書に秦を亡す者は胡ならむとの語ありしかば蒙恬をして兵三十萬人を發して匈奴を伐たしむ（蓋匈奴は胡なり蒙恬を以てなり）蒙恬依て數萬人を役して臨洮（甘肅省鞏昌府）より遼東（盛京省奉天府）に至る七百餘里の間に長城を築きぬ是れ所謂萬里の長城なり始皇又南越を略し民五十萬人を謫徙して五嶺を守らしむかくて秦の威は胡と越とに震ひしかども人民は征役に苦みて亂を思ふ者多かりき時に咸陽の諸生大に時政を誹譏せしかば始皇李斯の議により天下の書を收めて之を燒棄し諸生の古を是として今を非とする源を壅かむと云（李斯の議に曰く今の諸生古を學びて今を師させず當世を誹譏して故に史官の藏する所秦の記録にあらざるものは皆之を燒くべし）又以て當時諸生橫議の盛なりしを知るべし（されど猶誹譏する者止まざりしかば始皇怒りて咸陽なる諸生四百六十餘人を坑殺し又長子扶蘇の諸生を坑殺するを諫めたるを以て出て蒙恬の軍を監せしめたり始皇又奢侈を好み刑徒七十萬人を役して大に宮室を營みしかば人民益愁怨するに至れり）  
（第五章第四節を參觀すべし）始皇晩年少子胡亥丞相李斯宦者趙高等を隨へて出遊し病に罹

萬里長城之圖





りて崩しぬ趙高李斯と謀りて喪を秘し詐りて詔と稱し胡亥を立てる太子と  
かゝ扶蘇と蒙恬とに死を賜ひ咸陽に還りて後に喪を發したり始皇帝と稱  
してより十二年にして崩し少子胡亥立つ是を二世皇帝といふ

第二節 群雄の蜂起及び秦室の滅亡

二世稟質暗弱なりしかの趙高權を專にし二世に勸めて苛法を作り多く王子  
大臣を戮す時に楚人陳勝、吳廣役徒を聚めて兵を斬（安徽省鳳陽府宿  
州の南にあり）起し詐り  
て公子扶蘇項燕（項燕は楚  
の將なり）と稱せしかは諸郡縣争ひて長吏を殺して勝に應せ  
り勝遂に自立して楚王となり吳廣を假王となり諸將を率ゐて滎陽（河南省河  
南府滎澤  
縣）を撃たしめ又陳人武臣を將軍とあり魏人張耳陳餘を校尉となり共に趙の  
地を徇へしむ勝又周市をして魏の地を徇へ周文をして秦を伐たしむ二世章  
邯を遣はして周文を逆撃せしめ大に之を破れり張耳陳餘趙の地に至りて周  
文の敗を聞き且諸將の罪を得たる者多きを聞き武臣は説きて自立せしむ武  
臣遂に自立して趙王となれり既にして楚人項梁及び其姪項籍兵を吳に起し

陳勝吳廣  
兵を起す

項梁項籍  
及び劉邦  
等兵を起  
す

⑦沛人劉邦兵を沛（江蘇省  
徐州府）に起す⑧齊人田儋も亦弟橫と兵を起して齊の地に  
據り齊王と稱す趙王武臣の將韓廣燕の地を徇へて燕王と稱す周市魏の地に  
至り元の魏の公子咎を迎へて魏王となす既にして吳廣陳勝其臣に殺され武  
臣も亦其將に殺されたり是に於て張耳陳餘趙歇を立てる趙王となす是時に  
方り項梁兵を率ゐて江を渡り西秦を攻めむとす劉邦英布等皆來りて梁に屬  
す居巢の人范增項梁に説きて楚の懷王の孫心を立てしむ是を懷王といふ章  
邯既に周文を破り進て魏を伐つ魏救を齊楚に求む齊王田儋楚將と共に魏を  
救ひて利あらず儋及び周市魏王咎皆敗死し田市齊王となり魏豹魏王となれ  
り項梁章邯を東阿に破りしが後勝は狙れて備を設けず遂に章邯は破られて  
死しぬ章邯依て進て趙王歇を鉅鹿（直隸省順德  
府平鄉縣）に圍む楚の懷王宋義を上將項  
籍を次將となして趙を救はしめ又劉邦を遣はして秦を伐たしむ宋義途に止  
まりて進まず籍依て義を斬りて其兵を領し進みて章邯と鉅鹿の下に戦ひ大  
に秦軍を破り章邯及び司馬欣董翳等を降し遂に諸侯の上將軍となれり

項籍秦軍  
を破る



李斯を殺す

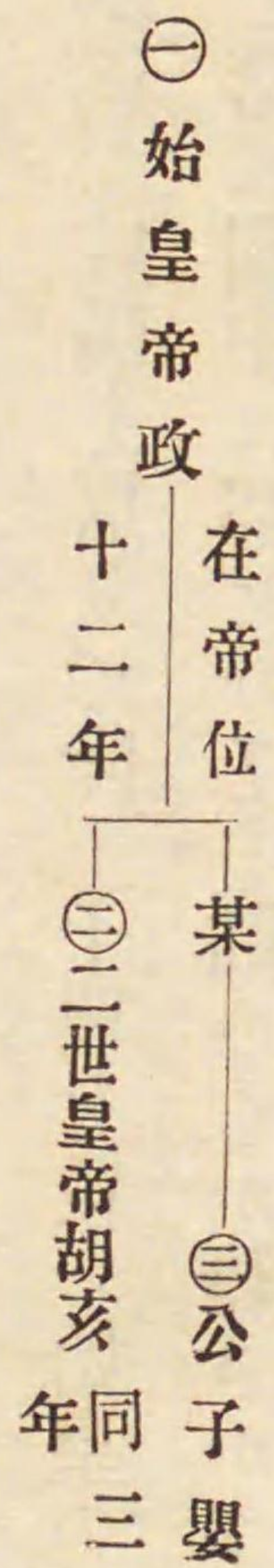
劉邦秦を滅す

初め陳勝の起りし時東方より來るもの皆その能くならずなきことを云ひしか  
叛者の勢益強きよ及て二世李斯を讓む趙高李斯と隙あり竊に斯を譖す二世  
依て斯を殺して其三族を夷す是に於て趙高丞相となりて政權を專にせり高  
秦軍の屢破らるるを以て二世の怒らむを恐れ人をして之を弑せしめ公  
子嬰を立てて王となす嬰位より即きて遂に趙高を族滅せり時劉邦進みて曉  
關陝西省藍田縣を破り遂に霸上に至りしか秦王素車白馬に乗り頸に組を繋ぎて  
軹道の傍に降りし秦始皇の帝と稱してより十五年にして亡ひぬ時に我紀元  
四百五十五年なり

①項籍 籍は項梁(梁の燕の子)の兄の子あり字を羽と稱す少かりし  
時書を學びしに成らず去て劍を學びしに又成らず梁依て  
籍を怒りしかは籍曰く書は姓名を記するに足るのみ劍は一人の  
敵のみ共に學ぶに足らず願くは萬人の敵を學ばむと梁大に其言  
を奇とし籍に兵法を教へたり籍身長八尺膂力人に過ぎ又豪俠に  
して才器あり曾て始皇の鹵簿を見て曰く彼れ取て易るべしと其  
人となり此の如し陳勝の起るに及て會稽の守殷通といふ者兵を

起して勝に應せむとし項梁をして將たらしむ梁籍をして通を斬  
らしめ其印綬を帯びて會稽の守とあり籍を裨將とかし吳中の兵  
を擧げて八千人を得たり時に籍の年僅よ二十四なりき  
②劉邦 邦は字を季と稱す豁達にして大度あり家人の生業を事と  
せず頗沛中子弟の心を得たり陳勝の起るに及て沛の令沛  
を以て勝に應せむとす縣吏蕭何曹參令に勸めて邦を召す邦時に  
衆を集めたるに既に數十百人なり既に令沛を容れず沛  
人依て令を殺し邦を迎へて沛公となす蕭何等爲めに衆を集めて  
三千人を得遂に諸侯に應せり

秦の帝系



第二章 西漢の隆替

第一節 漢楚の分争

劉邦既に秦王を降し還りて霸上に軍し兵を遣して函谷關河南省陝州靈寶縣にありを守



項籍西楚の霸王となる

らむ時に項籍河北を定め諸侯の兵を率ゐて關中に入らむと關に至りて其守あるを見、大に怒りて之を攻め破り進みて鴻門陝西省臨潼縣に陣し旦日を期して劉邦を伐むとす籍の季父項伯劉邦の臣張良と善し依て往て之を告げ其災を免れしめむとす良之を劉邦に告ぐ邦翌日鴻門に至りて其罪を謝せり①籍遂に咸陽を屠りて降王子嬰を殺し始皇の塚を發き秦の宮室を燒きぬ或ひと籍に關中に都せむとを勸めしか籍さかすして東へ歸り陽に懷王を尊ひて義帝となし自立して西楚の霸王となり彭城に都せりかくて燕王韓廣を移して遼東王とかし齊王田市を移して膠東王となし英布を九江王に吳芮を衡山王に共敖を臨江王に田都を齊王に田安を濟北王に司馬卬を殷王に張耳を常山王に臧荼を燕王に封じ又關中を三分して秦の降將章邯雅司馬欣塞董翳王を封じ劉邦を以て漢王となせり初め楚の懷王諸將と約して曰く先づ關中に入る者は關中に王とせむと是に至て籍其約に従はざりしかり邦怒り籍を攻めむとす蕭何諫めて之を止む邦遂に國に就き何を丞相となし韓信を大

劉邦關中の地を略す

將となし張良を帷幕の臣となす是を漢の三傑といふ②既にして劉邦韓信の策を用ひ兵を出して關中の地を略し進て項籍を攻めむとす時に田榮王とあるを得ざるを以て大に怒り齊王田都を擊破し自立して齊王となれり陳餘も亦王となるを得ざるを以て齊と兵を合せて常山王張耳を破れり是に於て趙王歇陳餘を立てて代王となす既にして項籍自ら將となり齊を伐ちて田榮を殺したり此時劉邦既に魏王豹と下し殷王司馬卬を虜にし進みて洛陽に至り項籍の義帝を放弑したるを以て義帝のために哀を發し檄を諸侯に傳へて之を伐たしむ時に彭越魏の地を收め漢に歸せしかり邦越を以て魏の相國となし遂に進て彭城に至れり籍方に田榮の子田廣及び其弟田橫と戦ひてありしが劉邦の兵五十餘萬を率ゐて來り撃つと聞き自ら精兵三萬を率ゐて還り漢軍を睢水の上に伐て大に之を破れり諸侯依て復漢に背きて楚に與せり邦走りて滎陽に至れり諸敗軍稍集り蕭何も亦關中の老弱を發して來り援けしかり漢軍復振ふを得たり既にして魏王豹の漢に叛きしを以て韓信をして魏を

劉邦楚を討つ

項羽漢軍を破る



韓信趙燕  
を下す

項籍敗死

伐たしむ信魏を撃ちて豹を虜にし悉く其地を定め又兵三萬人を請ひて張耳と共に趙を伐ち大に其軍を破りて陳餘を斬り趙王歇を擒にせり○又辯士を遣はして燕に説きしに燕命をさけり隋何も亦英布に説きて漢に歸せしめたり是に於て漢の勢頗盛なり邦遂に陳平の計を用ひ反間を放ちて楚の君臣を離間す時に項籍滎陽を圍み范増を疑ひて其言を用ひざりしか増大に怒りて彭城に歸らむと途よて死しぬ既よして劉邦滎陽を逃れ出て成臯河南封府汜に軍す籍遂に滎陽を抜き又成臯を取りしか邦復逃れて河を渡り韓信張耳の軍を奪領し耳をして趙を守り信をして齊を伐たしめ復還りて成臯を取り項籍と廣武河南省開封府滎澤縣にありに相持す項籍助少なく食に乏し且韓信齊を破りて田廣を走らし兵を進めて楚を伐ちしか籍漢と天下を二分せしむことを約し兵を罷て東へ歸り劉邦も亦西へ歸らむとす張良陳平曰く今楚を撃たされは虎を養ひて患を遺すに同じと邦依て項籍を追ひて固陵河南省陳州府太康縣西にありに至れ韓信彭越英布等も亦來り會す漢軍遂に籍を垓下安徽省鳳陽府靈壁縣南にあり

に圍む籍夜八百騎を以て圍を潰して南走し淮水を渡りて東城安徽省鳳陽府定遠縣東南にありに至りし時の屬騎僅に二十八人のみなりしか尙快戦して數十人を殺し烏江安徽省和州の東北にありの上に至り自ら刎ねて死しぬ蓋漢楚相争ひしより是に至るまで殆六年なり劉邦遂に皇帝の位に即く是を漢の高祖皇帝といふ

鴻門の會

旦日劉邦張良及び百餘騎を従ひて鴻門に來り兵を以て關を守りしことを謝す項籍依て邦を留めて共に飲む范増屢籍に目して邦を撃つことを促す籍應せず増依て項莊を召し劍舞に托して邦を撃たしめむとす項伯も亦劍を抜き舞ひ身を以て邦を蔽ふ張良事の急あるを知りしかは出て樊噲を召す噲劍を帯ひ盾を擁して入り目を瞋らして籍を睨む籍曰く壯士ありと斗酒及び餘肩を與ふ噲且飲み且食ひ項籍の徳に背くを讓む既にして邦圃に往くと稱し樊噲を召し共逃れて覇上に還り張良をして玉斗を籍と范増とに獻せしむ増劉邦の去を聞き玉斗を撞き破りて曰く項王の天下を奪ひむものは必沛公ならむと沛公とは即劉邦なり

漢の三傑

○蕭何は沛邑の主吏ありしか劉邦の起るに及ひて沛中の子弟三千人を收めて之に従ふ其後邦漢王とあり



何を以て丞相とあす邦の項籍と戦ふや何常に軍糧を供したり邦の帝位に即くに及ひて鄭侯に封せらる後何上林苑中空地多きを以て民をして耕さしめむと請ふ帝怒りて獄に下す既にして赦され惠帝の時に至りて卒しぬ

○韓信は淮陰の人なり家貧にして操行修らす曾て漂母の飯を受け又少年の股下を出つ市人皆信を以て怯どかしぬ初め項梁に従ひ又項籍に従ふ籍信を用ひさりしかは去りて漢に叛す遂に蕭何の薦を以て大將とありぬ是より魏を伐ち趙を擧げ燕を降し楚の將龍且を濰水に破る劉邦信を以て齊王となす項羽亡ひて後楚王となる後信の叛を告ぐる者あり遂に執へられて三族を夷せられたり

○張良は韓人あり其五世韓に相たるを以て韓のために仇を報ひむとし始皇東遊して博浪沙に至りし時力士をして始皇を狙撃せしめしか誤りて副車に中て其志を果さず劉邦の起る時往きて之に従ひ常に帷幕の臣たり劉邦帝位に即くに及ひて留侯に封せられ萬戸を領す既にして帝良をして齊の三萬戸を擇はしむ良曰く家世韓に相とし韓亡ひて其仇を報す且三寸の舌を以て帝者の師とあり萬戸侯に封せらる是れ布衣の極あり願くは人間の事を謝し赤松子に従ひて遊はむと遂に仕を致し惠帝の時功名を全くし

て其身を終へたり

井徑口の戦

韓信張耳と共に兵數萬を以て趙を撃たむとし井徑口に赴く趙王歇成安君陳餘と守禦の計をなす李左

車餘に謂て曰く井徑の道車軌を方ふるを得ず騎列を成すを得ず其勢糧食必後に在らむ願くは奇兵を得て問道より其輜重を絶たむ足下溝を深くし壘を高くし與に戦ふ勿れ彼前て鬪ふを得ず退て還るを得ず野に掠むべき者あくむ十日からざるに兩將の頭を麾下に致すを得べしと陳餘遂に従はず信問して之を知り大に喜び依て兵を進め未だ井徑口に至らずして止り夜半に輕騎二千人を傳發し人毎に赤幟を持し問道より趙軍を望ましめ戒めて曰く趙我が走るを見れば必壁を空くして逐はむ汝等疾く趙壁に入り趙幟を抜きて漢の赤幟を立てよと遂に萬人をして先つ水を背にして陣せしむ平旦に大將の旗鼓を建て鼓行して井徑口を出つ趙軍壁を開きて之を撃つ相戦ふと良久し信張耳と伴りて旗鼓を棄て、水上の軍に走り趙軍を拒く將士皆殊死して戦ふ趙軍已に信等を失し壁に歸りて赤幟を見、大に驚きて遁走す漢軍夾撃して之を破り陳餘を斬り趙歇を擒にす諸將皆賀し且問て曰く兵法に山陵を右と後としし水澤を前と左とにすどあり然るに今水を背にして勝ちし何ぞやと信曰く兵法に之を死地に陥れて後に生し之



を亡地に置き、て後に存すと云はすやと是に於て諸將皆服しぬ

第二節 高帝の治世

關中に都す

高帝既に項籍を滅して洛陽に都す時に齊人婁敬といふ者帝に説きて曰く洛陽は天下の中おれとも徳なければ亡ひ易し秦の地は山河の固ありて守ると便なりと張良も亦敬の説を賛けたりしか帝即日關中に移り都を長安に定めたり帝の位に即くや韓信は既に楚王となり彭越は梁王となり英布は淮南王となれり幾もなくして韓信の反謀を告ぐる者ありしか帝陳平の計を用ひて之を捕へ更に降して淮陰侯となす四年を経て代の相國陳豨反し自立して代王となりしか帝自ら將として之を伐つ會復韓信の反謀を告ぐる者あり呂后依て蕭何と謀り陳豨敗死したりと詐り信をして入賀せしめ之を捕へて遂に其三族を夷せり既にして帝豨を破りて歸りしか又彭越の反を告ぐる者あり帝依て人をして越を掩捕せしめ廢して庶人となしたりしか呂后帝に勸めて遂に其三族を夷せり英布も亦禍の及はむことを恐れ兵を擧げて反す

功臣を誅除す

大に同姓を封す

帝自ら將となり布を伐ちて之を破りしか布遂に走りて死しぬ是に於て帝の忌む所の諸功臣は皆跡を絶つに至れり帝秦の孤立して亡ひたるを懲り大に同姓を要地に封じ劉交(高帝の弟)を楚に劉喜(高帝の兄)を代に劉肥(高帝の子)を齊に劉賈(高帝の弟)を荆に封じ後又劉長(高帝の子)を淮南に劉如意(高帝の子)を趙に劉建(高帝の子)を燕に劉濞(高帝の兄の子)を吳に封じたり帝頗心を内政に用ひたりとも外事に於ては亦如何ともする能はさりき

匈奴の入寇

初め秦の時に匈奴の種族は北方に退去せしが中國の亂るに及ひて復南侵するに至れり帝即位の七年匈奴の冒頓單于大舉して入寇す帝之を拒かむとして平城に至り(山西大同府)其精兵四十萬人に圍まれしか陳平の計を用ひて纔に其圍を解くことを得たり其後匈奴屢入寇するを以て婁敬を遣じ宮人を公主となして單于に妻はし又歳に繒絮酒食等を贈りて和親を結ひたり帝漢王たるを四年帝位に在ると八年にして崩じ太子盈立つ是を孝惠皇帝といふ

第三節 呂氏の專横



惠帝母呂后を尊ひて皇太后となし蕭何を相國となす既にして蕭何卒せしかは曹參を相國となす蓋高祖の遺命に従へしなり參卒して王陵右丞相となり陳平左丞相となり周勃太尉となれり帝在位七年にして崩し嗣なかりしかは呂太后宮人の子を以て太子となし位に即かしめて自ら政を攬れり太后諸呂を王となさむと欲し王陵に問ふ陵其高帝の盟に背くを以て不可なりと答ふ太后又陳平周勃に問ふ平勃曰く高帝天下を定めて子弟を王とせり今太后政を攬りて諸呂を王とするも亦不可なりと太后依て諸呂を立てく王となす其後太后帝を幽殺し恒山王義を立てく帝となす帝も亦宮人の子なり時に呂氏の諸族權を專にせるを以て劉氏の諸王の憤を抱く者多かりしか太后の在るを以て敢て發せず既にして太后崩せしかは諸呂劉氏を誅せられむを恐れて先づ自ら亂をかさむとす是に於て齊王襄(肥の子)兵を發して諸呂を討つ相國呂産大將軍灌嬰を遣はして齊を討たしむ嬰滎陽に屯し齊と連和して敢て進まず時に京師に南北軍あり北軍の將は呂録にして南軍の將は呂産なり故に

文帝の仁  
儉

太尉周勃兵を主るを得ず陳平依て周勃と謀り人をして呂録に説きて兵を周勃に授けしむ勃遂に北軍に入り令して曰く呂氏の爲にする者は右袒し劉氏の爲にする者は左袒すべしと軍中皆左袒す勃依て諸呂を捕へて皆之を斬りぬ是に於て齊王兵を罷めて還り灌嬰も亦滎陽より還りぬ諸大臣代王恒(高帝の子)に劉喜(代り)を迎へて帝位に即かしめたり是を孝文皇帝といふ

第四節 文帝の治世及び七國の叛亂

文帝陳平を左丞相となし周勃を右丞相となす勃後相を罷めて平獨丞相たり帝専ら仁儉を事とし或は肉刑を除き或は振窮養老の禮を定め或は貢獻を止め或は田租を免し宮苑車服も増益する所なし故に當時の吏民も亦質樸重厚の風ありて國內殷富なりき然れども諸侯王は漸々驕侈に陥り濟北王興居(齊王襄の弟)兵を擧げて反きしか幾もなくして誅し伏す淮南王長の反を謀りて蜀に遷されしか途にて死し吳王濞は郡國の亡命者を招集して漢の法に循はず齊楚の二國も亦強僭するに至れり是に於て賈誼上疏して治安の策を陳へ諸侯

諸侯王の  
強僭



七國の亂  
起る

の地を割きて其力を分つへき由をいふ齊王襄卒して其嗣なかりしかは遂に齊を分て六國となし其諸弟を封せり（將闔を齊王に志を濟北王に賢を菑川王に雄長を膠東王に邛を膠西王に辟光を濟南王になり）是より齊王の族は微弱となりたれと吳楚の勢は尙盛なりき文帝在位二十三年にして崩し太子啓立つ是を孝景皇帝といふ帝晁錯を以て御史大夫となす錯帝に説きて曰く吳王天下の亡人を集めて亂をなさむと謀れり今其地を削らは必反かむ然れども削らざるも亦反かむ削らざる時は反くと遅くして其禍大ならむ削る時は反くと速くして其禍小ならむと帝錯の言を以て然りとなす既にして楚趙の一郡を削り又膠西の六縣を削れり吳の二郡を削るに及びて吳王遂に兵を擧げて反す膠西、膠東、淄川、濟南、楚、趙の諸王も亦吳と約して共に兵を擧げたり七國の兵晁錯を誅するを以て名となす初め文帝崩するに臨みて帝を戒めて曰く天下若し事あらは周亞父を以て將となすへしと亞父は周勃の子なり是に至て帝亞父を以て太尉となし三十六將軍を率ゐて吳楚の諸國を伐たしむ袁盎晁錯と善からず依て帝に説きて曰く錯を

亞父七國  
の亂を平  
く

斬らは諸叛の自ら平くへしと帝依て錯を腰斬し盎を遣はして吳を諭し吳王詔を奉せず既にして亞父洛陽に至り吳楚の食道を絶つ吳楚の兵飢えて退かむとす亞父追撃して大に之を破り遂に諸叛を平けたり是より帝諸侯王を摧抑して其百官を減黜し京師に留めて國に就かしめす梁王武の卒するに及び梁の地を分ちて其子五人を封じたり帝性忌刻なりしも亦節儉にして民を愛せしかの國家益殷富にして財貨推積せり蓋文帝より景帝に至る四十餘年の間の漢室極盛の時なり帝在位十七年にして崩し太子徹立つ是を孝武皇帝といふ

第五節 武帝の治世

武帝位に即き首として儒學を尙ひ五經博士を立てその弟子五十人を置きたり然れども神仙の説を好み方士の説を信じ自ら海上を巡行して神仙を求め或は泰山に封じ或は肅然に禪し南狩北巡率ね虚歳なく又神仙の樓居を好むと聞き大に宮觀を營みたりき

儒學を尙  
ひ神仙を  
信す



匈奴を伐つ

帝性功名の心は富み常に威を四方に輝かさむを謀れり文景の時匈奴屢邊に寇しく帝の時に至り謀を以て匈奴を誘ひて襲撃せむとしたりしか成らず是より匈奴益邊塞に入りて寇をなせり後上谷(直隸省宣化府)に寇するも及て帝車騎將軍衛青を遣はして之を逐ひ遂に河南の地を取りて朔方郡を置きたり(内蒙)其後匈奴屢朔方を侵し、かは帝又衛青を遣はし撃ちて之を走らせり帝青を以て大將軍となす青の甥霍去病も亦屢北伐して軍功あり驃騎將軍となれり二將軍屢出て匈奴を伐ち大に之を破り去病は沙漠を渡り狼居胥山(外蒙古古カルカス地方にあり)に至りて還れり是より單于遠く遁れ去り漠南は王庭なかりしか後また來り寇するも及ひて帝遂に匈奴を困めむと欲し李廣利等をして屢之を伐たしめたり尋て廣利の軍敗れて匈奴に降りしかは復兵を出して匈奴を攻めさるゝ至れり

帝唐蒙を遣はして南夷に通じ夜郎の國を犍爲郡となし(四川省の東南部と貴州省の西北部の地方なり)又司馬相如を遣はして西夷に通じ邛笮冉駹を十餘縣となす(四川省の西南部なり)其後

諸外國を降す

路博德楊僕等を遣はして南越を平け九郡(南海蒼梧鬱林合浦珠崖儋耳交趾日南九眞)を置く(廣東省より安南地方に至り)又郭昌等を遣はして西南夷を平け五郡(武都汶山沈黎越嶲牂牁)を置きたり(四川省及び貴州省の地方なり)楊僕等又東越を平け(福建省の地方なり)郭昌滇を下して益州郡となす(雲南省の北部なり)趙破奴樓蘭を破り車師を下す又楊僕等を遣はして朝鮮を平け四郡(臨屯眞番玄菟樂浪)を置く其後昆明を伐ちて之を下せり是に於て其版圖東南は海に濱し北は沙漠に抵り西は伊黎の地方に至れり

西域の交通

帝初め張騫を月氏(伊黎地方)に遣す騫途にて匈奴に捕はれ十餘年の間留められしか終に逃れて葱嶺を越え大宛(コーカンド地方)康居(イシクケル湖よりアラ)大月氏(アカ)に至りて還り途復匈奴に留められしか再び逃れて漢に歸り具に西域諸國の風俗を述へ大宛大夏(アフガニスタン地方)安息(ペルシヤ地方)等皆國大にして奇物多く又身毒國(印度)は大夏の東南にありて蜀を去るゝ遠からすといふ帝依て騫を遣はして蜀より身毒に至らしめむとしたりしか遂に至る能はずして還れり後匈奴單于北に遁れて西域の道通するに及び騫遂に武帝に請ひて西域諸國に使し西



漢代西域地圖



は安息に至り南は身毒に至れり是より漢と西域との使聘往來頗盛よして蕃客の長安に居る者甚多かりき

財政の困難

帝頻年征伐を事とし又外域と交際をなし園池を營み宮室を飾りしかば財政の困難を來すは自然の勢なり(帝上林苑を作る周圍三百里、中に離宮七十餘あり又昆明池を穿つ周圍四十里、中に戈船各數十樓船百艘あり以て水戰を習はしめたり)是に於て武功爵を設けて之を賣り或は皮幣を造り或は鹽鍊及

酷吏を任用す

ひ酒を政府の專買品となし又緡錢舟車等に税を課し均輸の法を設け平準の倉を作り以て利を興し財を得ることを務めたり時に齊の大煮鹽東郭咸陽、蜀の大冶孔僅、洛陽の賈人桑弘羊等理財に巧なるを以て用ひれて大官となれりかくて人民の法を犯すもの多かりしかば又酷吏を任用し張湯、趙禹、義縱、王溫舒の徒皆殘酷を以て知られたり然れども吏民の法を犯すもの益多く東方の地盜賊並ひ起りしかば帝使者を遣はし兵を發して之を伐たしめたり既よして長安に巫蠱の亂起れり初め方士巫覡多く長安に聚り女巫宮中に往來し群妾に木人を埋めて厄を度するを教ふ帝の疾あるや江充巫蠱の祟なりと



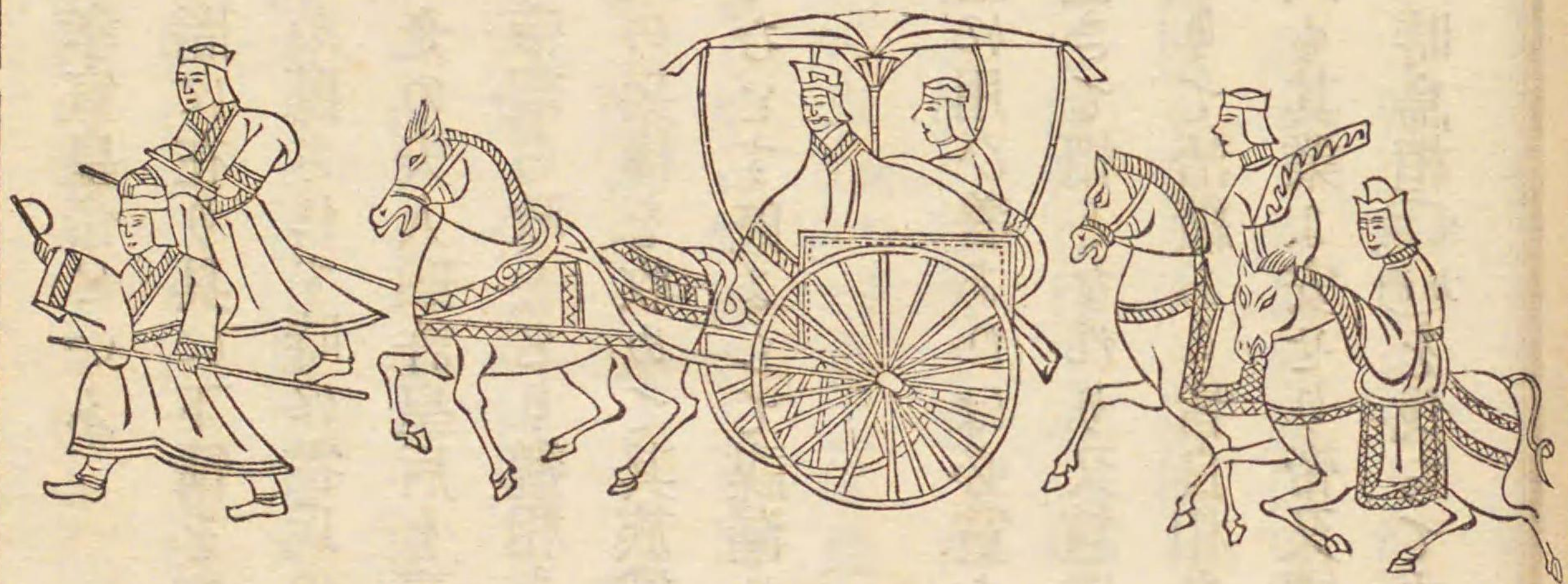
いふ帝依て充をして巫蠱の獄を治めしむ充太子據と隙あり太子の宮に於て多く木人を得たりといふ據恐惶爲す所を知らず充を捕へて之を斬り母衛皇后に申して兵を發す帝丞相劉屈釐をして之を討たしむ據戰ひ敗れて湖に走り遂に自縊して死しぬ後帝田千秋の言を聞き太子の冤を悟り江充の家を族殺し千秋を丞相となせり既にして帝海内の愁苦するを知り輪臺の詔を下して既往の悔を陳へ諸の苛政を除きしかは漢室復稍安きを得たり帝在位五十四年にして崩し太子弗陵立つ是を孝昭皇帝といふ

第六節 霍光の攝政及び宣帝の治世

昭帝位に即きし時年僅に八歳なり大司馬大將軍霍光遺詔を受けて政を輔く光首に人民の疾苦を問ひ貧民を賑はし賦役を軽くし大に百姓を休息せり時に左將軍上官桀霍光と權を争ひて相善からず帝の姊鄂國蓋長公主及び桑弘羊等も亦光と隙あり遂に燕王旦(帝の兄)と謀を通じて光を除かむとし人をして詐りて燕王の上書と稱し霍光專權の事を言はしむ帝時に年十四なりし尙

上官桀等の謀反

巫相車行之圖



聰明にして惑はされず光を譖するものあれば却て譖者を怒れり桀等依て竊に光を長公主の酒宴に招きて之を捕殺し帝を廢して旦を立てむとす桀の子安又旦を殺して父桀を立てむとす帝其謀を聞きて桀安弘羊等を誅す長公主及び燕王旦皆自殺したり帝在位十三年にして崩し嗣なかりしかは霍光昌邑王賀を迎へて帝位に即かしむ賀は武帝の孫なり淫戯を好みて操行修まらぬ光依て太后に奏して之を廢し武帝の曾孫病已を立つ病已は太子據の

霍光の廢立



孫なり是を孝宣皇帝といふ

宣帝曾て民間に在り具に下情を知れり其位に即くに及びて霍光政を歸さむ

とを請ひしか聽されず時に霍氏の族黨霍禹 霍山朝に満ちて内外を傾けむと

する勢あり光の夫人顯許皇后を毒殺し其女を納れて皇后となす既にして光

卒せしかの帝親ら政をとり魏相を丞相に丙吉を御史大夫に張安世を衛將軍

になし霍氏の兵權を收めて其族黨を斥く是に於て霍氏反を謀り帝を廢して

霍禹を立てむとす既よして謀漏れたりしかの帝其族黨を誅夷し又皇后霍氏

を廢しぬ

帝心を政治に用ひ善あれば必賞し惡あれば必罰す魏相卒して後丙吉、黃霸

于定國相續きて相となれり又趙廣漢、朱邑、龔遂、尹翁歸、韓延壽の徒の地方牧

民の官となりて治績あり皆良相良吏と稱せられたりかく官吏の其職を稱ひ

しかの人民も其業を安せり帝又國威を國外に振ひたるを武帝よ劣らす

初め昭帝の時烏桓滿洲地方を伐ちて之を破りしかの匈奴漢を恐れて久しく邊境

霍氏を滅す

國內の平治

よ寇せざりき帝の時よ至て匈奴烏孫を伐つ烏孫救を漢よ求めしかの帝兵を

出して之を救ひしか匈奴漢兵の來るを聞きて遁れ去れり常惠遂よ烏孫の兵

を率ゐて匈奴を伐ち大よ斬獲あり其冬匈奴復烏孫を攻めたりしが大雪よ逢

ひて士馬多く凍死し且丁零西北利亞地方其北を攻め烏桓其東よ入り烏孫其西を

撃ちしかの匈奴の勢大よ衰へたりこの時西域よの三十餘國あり車師甘肅省鎮西府

車漢よ叛きしかの諸國の兵を發して之を討し更よ王を立て、還れり鄭吉又

車師の匈奴よ附けるを以て之を撃破し其地よ屯田をなしたり匈奴の衰ふる

よ及て帝其右地を伐ちて西域を擾さむらしめむとす既よして魏相の諫よよ

りて之を止め吉をして還りて渠黎庫車地方よ屯せしめたり後匈奴の日逐王屠著

堂單于と隙ありて來り降りしかの吉之を率ゐて長安よ詣れり是より吉の威

西域諸國よ振ひ天山の南北を併せ護し都護と稱して烏壘庫車地方よ居りぬ是

れ即西域都護の始めなり既よして屠著堂單于死し五單于呼韓邪、屠著、呼揭、車黎、烏籍立つ

外國の服従



を争ひて國內大に亂れしが遂に呼韓邪單于と郅支單于との分領する所と  
 かれり然れども郅支單于の勢甚強く屢呼韓邪單于を破りしか呼韓邪單于  
 藩臣と稱して來朝せり郅支單于も亦使を遣はして入朝したり是より於て漢の  
 威令遠く西北諸國に及べり（後呼韓邪單于國に歸りて大に人衆を服従したりかは郅  
 支單于其襲撃を恐れ且漢の使を殺したる罪を恐れて康  
 居に走れり西域の都護甘延壽副校尉陳湯と兵を發して康居を襲ひ郅支單于を斬りて首  
 を京師に傳へたり時に元帝の建昭三年なり呼韓邪單于大に喜び復來朝して漢の婿なら  
 むを請ふ元帝依て王昭君を妻したり是より匈奴）帝在位二十五年にして崩る太  
 子爽立つ是を孝元皇帝といふ

第七節 宦官の専恣及び外戚の跋扈

元帝の時史高（宣帝の祖母の  
 兄の子なり）外戚を以て尙書の事を領す蕭望之周堪之に副た  
 り帝望之堪の曾て師傅たりしを以て専ら二人に任ず是に於て史高二人と隙  
 あり時に弘恭中書令となり石顯僕射たり帝石顯の宦者にして外援なきを以  
 て又政を委す顯依て史高と黨を結ひて朝權を專にす望之等外戚の放縱を憂  
 へ又石顯等の専權を疾みて建言すらく中書は政の本にして國家の樞機なれ

石顯等權を專にす

蕭望之等を獄に下す

は宜しく公正の士を用ふへし宦官を用ふ可からすと恭顯等之を聞きて大に  
 怒り望之等を譖して廷尉の獄に下す其後帝望之等を免し望之を以て相とな  
 さむとす顯等又之を讒して再獄に下さむと兵を發して其第を圍みし望  
 之藥を飲みて死しぬ既にして弘恭死し石顯中書令となり周堪等を斥け少府  
 五鹿充宗等と黨を結ひて政を專にせり帝性優柔にして之を何如ともする能  
 はす其在位十六年にして崩る太子驚立つ是を孝成皇帝といふ

王氏の盛榮

成帝母王氏を尊ひて皇太后となし太后の弟王鳳を大司馬大將軍とあす又石  
 顯の官を免し其諸黨を黜けたりしか宦官の勢始めて衰ふるに至れり既に  
 して王鳳の弟崇を安成侯となし尋て其弟五人（譚商立  
 根逢時）を列侯に封す是より  
 外戚の勢甚盛なり王鳳卒して王音大司馬となれり王音の後王商王根相つさ  
 て大司馬となりしか王根遂に其姪新都侯王莽（王曼  
 之子）を薦めて大司馬となせり  
 莽務めて勤儉となし大に人望を收め聲名甚盛なり帝在位二十六年にして  
 崩る太子欣立つ是を孝哀皇帝といふ王莽帝の外家丁傅二氏を避けて職を辭

王莽大司馬とある



す是に於て傅喜丁明傳晏等相つきて大司馬となれり哀帝の崩するに及て太后莽を召して復大司馬となす莽哀帝の嗣なきを以て元帝の庶孫中山王箕子を立つ時に年九歳なり是を孝平皇帝といふ太后朝に臨み王莽諸政を總攬し外戚の勢益盛よして遂に漢室を篡ふに至れり

第八節 王莽の篡立及び其敗亡

王莽其女を平帝に納れて皇后となし自ら宰衡と稱して諸侯王の上に位す時に孔光張禹等三公たりしも唯王氏に諂ふのみよて外戚の權を抑するを能はざりき莽遂に帝を毒殺し宣帝の玄孫嬰を迎へて皇太子となし孺子と號す莽自ら諸政を行ひ祭贊に假皇帝といひ民臣をして攝皇帝といひしむ此時に方漢の諸侯たる者の僅に數縣の地を有するのみにて其勢甚微弱なりしか自ら奮て外戚を制せむとする者少なし劉崇翟義等先後兵を起して莽を討せしも皆敗滅せり是より於て莽遂に漢の位を篡し國を新と號す漢高祖帝と稱せしより是に至るまで十一世二百九年なり王莽首に天下の田を收めて王田と

王莽漢を篡す

人民愁怨す

戎狄皆叛く

海内兵起る

なし奴婢を名けて私屬となし共し賣買するを得さらしめ又五銖錢を積むを禁して屢貨幣を改造したりしか田を賣り錢を積みて罰せらるる者絶えず又六筥の令を設け州縣に諸種の税を課せしより人民の困苦愁怨する者多かりき莽又蠻夷の諸王を改めて侯となし且其待遇の道を失ひしかは匈奴句町等皆怒りて新に叛きたり莽三十萬の兵を發して匈奴を伐ち又別に兵を出して句町を討ちしか死者十中に五六ありかくて内は人民の心を失ひ外は夷狄の怨を招き海内騒然として人民相集りて盜をなすに至れり瑯琊の樊崇先づ兵を莒に起して赤眉の兵と號す(其眉を朱にしたる故なり)新市の王匡等兵を綠林山中(湖北省安陸府當陽縣にあり)に起して綠林の兵と號す後綠林の兵分れて下江(楊子江の下流)新市(湖北省安陸府京山縣にあり)の兵となれり荆州の陳枚兵を荆州に起して平林(湖北省德安府)の兵と號す漢の宗室劉縯弟秀と共に兵を春陵(湖北省襄陽府棗陽縣)に起して新市平林下江の兵と勢を合はす時衆既し十餘万ありて統一する所なかりしかは諸將劉玄を立て、帝となし更始と改元す玄は縯の同族なり漢兵遂に進て昆陽



王莽を殺す

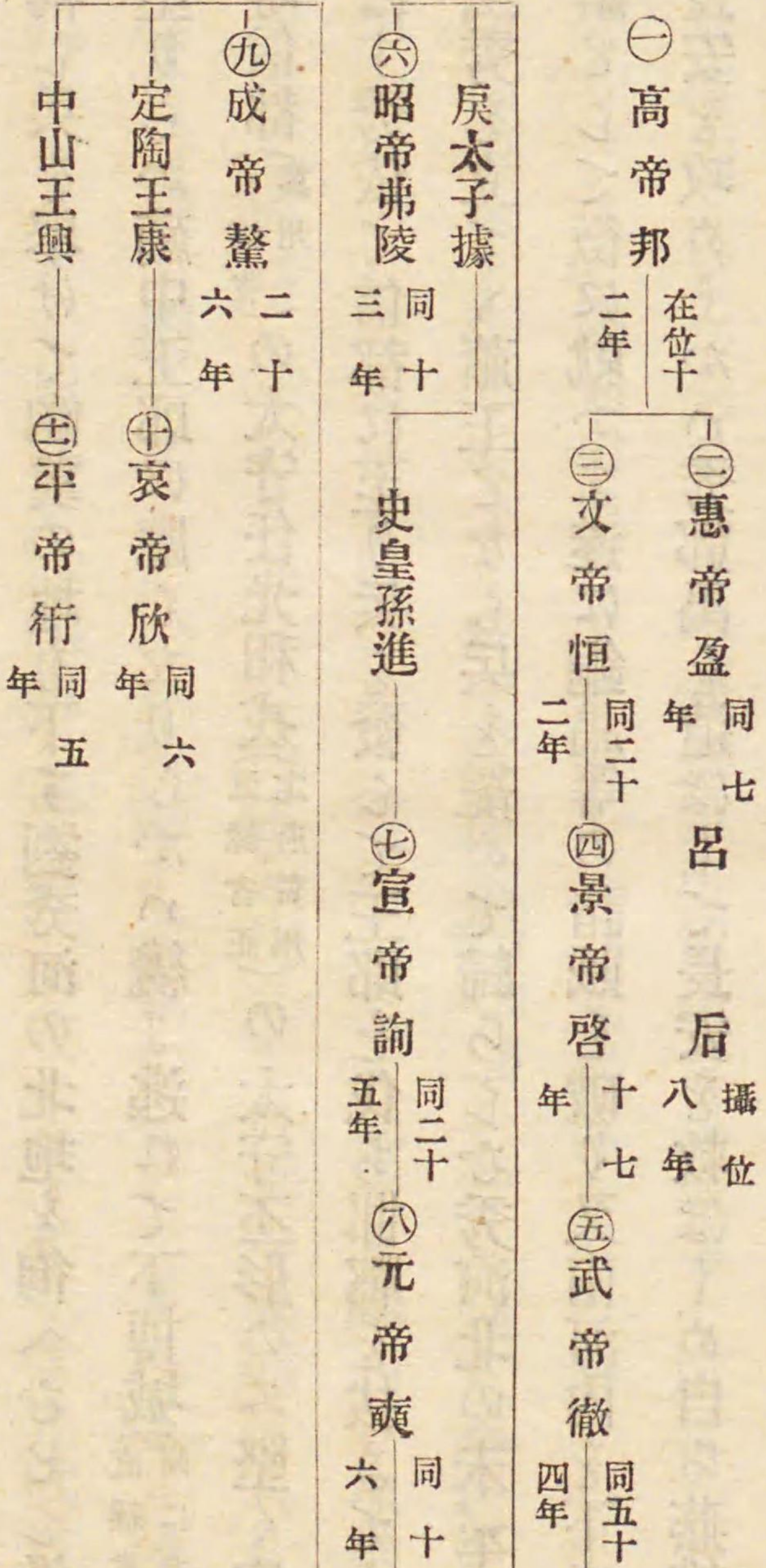
(河南省南陽府葉縣の南にあり)定陵(同南陽府舞陽縣の北にあり)鄧(河南省許州府鄧城縣の南にあり)を下し宛(湖北省南陽府)を取りて都を定めたり莽王尋王邑を遣はし兵四十二萬を發して東方を平けむとす劉秀大に之を昆陽に破れり(是より四方の豪傑競ひ起りて漢に應ずる者多く劉秀兄弟の威名日よ盛なり立之を忌み劉縯を殺し秀を破虜將軍となす時に成紀(甘肅省秦州)の隗囂兵を起して漢に應じ成都(四川省成都府)の公孫述亦兵を起して輔漢將軍と號す漢軍益強く進みて長安を攻む莽向きに衆兵を厭勝せむとて威斗を鑄たりしか是に至りて斗柄に隨ひて坐して曰く天德を予以生せり漢兵を我を如何せむと遂に衆兵に殺されたり莽帝と稱せしより十五年にして滅ひぬ

昆陽の戰

王莽王尋王邑をして大兵と將ゐて東方を平けしむ尋等虎豹犀象の屬を驅りて威武を助く其勢甚盛あり漢の諸將新軍の盛を見走りて昆陽に入る兵僅に八九千のみ尋等兵を縦ちて之を圍む劉秀竊に昆陽を出て鄧定陵に至り其兵を發して自ら先鋒となり新軍と戰ふ新軍稍退く秀敢死の士三千人を以て其中堅を衝き遂に王尋を殺す城兵も亦鼓譟して出つ

是に於て中外勢を合せて攻撃す會大風雷雨ありしか虎豹皆股戰して用をあさす新兵大に破れて北走し澠川に溺れて死せし者甚多かりきといふ

前漢の帝系



第三章 後漢の盛衰



光武河北を徇ふ

第一節 光武の興復及び其政治

劉玄洛陽に入りて都と遂に長安に遷れり時に邯鄲の卜者王郎成帝の子子輿と稱し兵を舉げて幽冀の地を下す劉秀河の北地を徇へむと進て薊直隸省順天府に至りしか薊中王郎に應じたりしかの纔に逃れて下博城直隸省深州にありに至れり此時信都直隸省冀州の太守任光和戎直隸省正定府晉州の太守丕彤のみ堅く守りて王郎に從はず秀依て信都に至り兵を發して王郎を伐ち邯鄲を拔きて之を平けたり劉玄秀を立て、蕭王となし兵を罷めて歸らしむ秀河北の未平かならざるを辭として徵に就かす遂に銅馬等の諸賊を破り又南河内を下す時に赤眉の兵長安を攻めしかの秀鄧禹を遣はして長安を救はしめ自ら燕趙を徇ふ既にして秀還りて鄆直隸省趙州高邑縣に至り諸將の勸によりて帝位に即く是を世祖光武皇帝といふ赤眉の樊崇等劉盆子を立て、帝となし進みて長安に入り劉玄を逐ふ帝玄を淮陽王となし洛陽に入りて都せり鄧禹赤眉と戦ひて利あらず帝依て馮異を遣はして禹に代らしむ禹馮異と共に赤眉を撃ちまた利を失ふ既にして異大に其衆を破りしかの樊崇等宜陽に至りて降れり

光武帝位に即く

光武國內を蕩平す

初め公孫述蜀に據りて遂に帝と稱し隗囂隴西に在りて西州上將軍と稱し竇融河西甘肅省蘭州甘州涼州諸府の地に據りて五部大將軍と稱す金城武威張掖酒泉燉煌を五郡とす其他劉永暉河南省歸德府に在り彭寵漁陽に在り李憲廬江安徽省安慶廬州二府に在り張步臨淄山東省鹽淄縣に在り海内いまた平ならず光武將軍吳灌耿弇馬成等を遣はして漸く東北を平けたりされと隴蜀の地はなほ平ならず光武依て自ら將として隗囂を撃つ竇融河西の兵を率ゐて來り會す囂西城甘肅省秦州に奔る時に潁川に盜起りしかの大軍戦はずして還れり既にして囂死して子純降り隴西の地悉平きたり帝又吳漢等を遣はし岑彭と共に公孫述を伐たしむ漢等成都に入りて蜀を平けたり時に竇融來朝したりしかの帝融を冀州の牧となす是より後は海内復王命に抗ざる者なく匈奴も亦和親を求めて天下太平なりき光武曾て曰く我天下を治むるにも亦柔道を以てせむと曾て北匈奴を攻めむを請ふ者ありしか帝柔能く剛に勝ち弱能く強を制する所以を言ふ是に於て諸將復兵事を言

光武の政治



ふものなり且功臣に任するに兵事と吏事とを以てせず皆列侯を以て第に就かじめしか故に諸將亦功名を全ふするを得たり光武又心を文學に用ひ即位の初め大學を起して古典を稽式と禮樂を修明し晚年辟雍明堂等を起せり又高節の士を重し處士周黨嚴光等を優待せしかは名節の士彬彬輩出するに至れり帝在位三十三年にして崩す太子陽立つ是を孝明皇帝といふ

第二節 外蕃の叛服

明帝性偏察かりしも亦文學を好み國內善く治れり然れども帝の時より外蕃との關係漸繁くなれり初め光武の時匈奴烏桓鮮卑と兵を連ねて屢寇をかこくか後連年旱蝗に逢ひて人畜の死耗する者多かりしかは烏桓其弊に乗じて大に之を破りしとありき後匈奴は内亂あり南邊八部の大人日逐王比を立てく單于となし五原の塞を款て永く藩臣たらむを願ふ是より匈奴分れて南北となれり帝の位に即くに及て度遼營を五原に置きて兩匈奴の相通する路を絶たしめたり既にして耿秉、竇固等を將となし北匈奴を伐たしむ固等天

耿秉竇固  
北匈奴を  
伐つ

陳睦關寵  
等敗没す

山に至りて呼衍王を伐ち遂に伊吾盧の地密略を取りて屯田をなす秉等沙漠を度り三木樓山に至りて還れり固、假司馬班超を西域に遣はす初め西域諸國の王莽の時匈奴に服屬したりしか其重斂に苦みて光武の時漢は屬を求め且都護を置からむを請ふ光武事を邊境に生せむを恐れて其請を許さしりしかは遂に半の匈奴に服屬するに至れり是に於て超鄯善に至りて匈奴と交を絶たしめ又于賓和闐に至りて其王を降し又疏勒略什喝爾に至りて其王を改め立てたり是より西域諸國再來り通するに至れり秉、固又車師を伐ちて前後兩部の地を定め西域の都護及び戊巳校尉を置かむを請ふ帝陳睦を都護に耿恭を戊校尉に關寵を巳校尉にかして車師の地に屯せしめたり帝在位十八年にして崩す太子烜立つ是を孝章皇帝といふ時に焉耆略刺沙爾及び龜茲の兵陳睦を攻殺し北匈奴車師の兵耿恭關寵を圍みたりしかは帝軍を遣はして之を救ひ北匈奴を走らし車師を下す會寵敗没したりしかは恭を迎へて還り都護及び戊巳校尉の官を罷めたり帝又班超を召しかへさむとす疏勒の人超



班超西域  
を平く

の留まらむを求む超依て疏勤に留り康居于寘等の兵を發して姑墨(拜城)を  
撃破し遂に西域を平けむとて兵を送らむを請ふ帝兵千餘人を送り更に超  
を將兵長史となし西域諸國を綏集せしむ超于寘等の兵を發して莎車を降し  
龜茲を走らし是に於て超の威西域に振ひたり帝在位十三年にして崩し太子  
肇立つ是を孝和皇帝といふ時に北匈奴饑ゑて國內大に亂れしかは竇憲を  
て之を伐たしむ憲燕然山に至り遂に北匈奴を破りて還れり帝復西域の都護  
及び戊巳校尉を置き班超を以て都護となす超龜茲の它乾城に居れり後龜茲  
鄯善等の兵を發して焉者を破りしは五十餘國復内屬し數千里外の者も亦  
驛を重ねて貢獻したりといふ

第三節 外戚及び宦官の専恣

初め和帝位に即きし時年纔に十歳、竇太后朝に臨みて政をとり兄憲を侍中  
となせり憲の匈奴を破りて還るに及て遂に大將軍となし又其族黨を以て顯  
要の地を占めしめたり和帝長するに及ひて其専權を憤り宦者鄭衆と謀りて

竇氏の專  
權

宦官初め  
て權を用  
ふ

憲を殺し其族黨を斥け衆を以て大長秋となす是より宦官稍權を用ふるに至  
れり和帝在位十八年にして崩し太子隆位に即く是を孝殤皇帝といふ時に帝  
生れて纔に百餘日なり鄧后太后となりて朝政を執れり既にして帝崩したり  
しは太后兄鄧騭と謀り章帝の孫祐を立つ是を孝安皇帝といふ時に年十三  
なり太后尙朝に臨みて政を執り騭を大將軍とせし又宦官を任用したりし  
は宦官の權漸重くなれり太后帝を喜はす帝の亂母王聖宦者李閔江京と屢  
太后を帝に讒す帝依て太后を怨みたり既にして太后崩す時に太后の兄弟異  
謀ありと誣告する者ありしは帝大に怒りて諸鄧を斥く騭遂に食ひずして  
死しぬ是に於て閹后の兄弟代て政權をとり江京李閔王聖の徒事を用ひ競ひ  
て侈虐をなす江京等遂に帝を勸めて太子保を廢して濟陰王となさしめたり  
帝在位十九年にして崩す閹后兄閹顯及び江京等と謀り北郷侯懿(安帝の從弟)を迎  
へて位に即かし顯大將軍耿寶を斥け其黨與を殺し又王聖等を邊地に徙し  
威權甚盛なり會懿崩したりしは宦者孫程等十九人夜宮に入りて江京等を

宦官の權  
漸重し

閹氏の專  
恣



宦官益盛  
あり

斬り濟陰王保を擁立す是を孝順皇帝といふ程等諸閹を收めて盡く之を殺し  
 遂に列侯に封せられたり是に於て宦官の勢益盛なり帝梁貴人を立て、皇后  
 とおし其父商を大將軍となす既にして商卒したりしか其子冀代りて大將  
 軍となれり順帝在位十九年にして崩し太子炳立つ是を孝冲皇帝といふ時に  
 年僅に二歳あり梁后太后となりて朝政を執れり帝在位二年にして崩せしか  
 の太后梁冀と共に章帝の立孫續を立つ是を孝質皇帝といふ帝年僅に八歳な  
 りしか性頗聰明なり曾て冀を目して跋扈將軍といふ冀怒りて帝を毒殺し章  
 帝の曾孫志を迎へて位に即かしむ是を孝桓皇帝といふ冀政を乗ると前後二  
 十年縱暴奢侈を極む帝中常侍單超等と謀り兵を勅して冀を收めむと冀遂  
 に自殺したり帝盡く梁氏の一族を殺し超等五人を封して侯となす是を五侯  
 といふ宦官の勢愈盛なり

此時に方て士大夫の間への氣節を尙ふ風流行し時政を評論して憚からざ且  
 宦官を惡むと仇讐の如くなりしか遂に宦官と相軋轢するに至れり既に

梁氏の跋  
扈

宦官の禍

て陳蕃大尉となり李膺を舉げて司隸校尉とあす宦官膺を畏れて敢て宮省を  
 出でず會南陽の太守成瑨太原の太守劉膺赦後に宦官の黨を案殺したるを以  
 て獄に下されたり山陽の太守程超は宦官の家宅を破り東海の相黃浮は宦官の族人を殺したりしかは亦共に罪を得たり李膺も亦赦  
 後に宦官の黨を案殺したりしか宦官人をして上書せしめ膺等太學の遊士  
 と朋黨をなして朝廷を誹譏すといふ帝依て膺等と捕へて獄に下す辭杜密、  
 陳寔、范滂等二百餘人に連れり是に於て使者四出して黨人を捕ふ陳蕃屢諫  
 むれとも聽かれず遂に其官を罷めたり朝臣復黨人の爲めに上言する者なく  
 賈彪依て洛陽に入り竇后の父武をして上疏救解せしむ膺等獄辭又多く宦官  
 の子弟を引きしか宦官懼れて帝に白し黨人を宥して終身禁錮となせり然  
 れとも膺等の名聲愈高く海内の士更に名目を立て、三君八俊八顧八及八厨  
 の號ありき三君は竇武、劉淑、陳蕃を指し八俊は李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐、魏朗、趙典、朱寓を  
 八顧は郭泰、宗慈、巴肅、夏馥、范滂、尹勳、蔡衍、羊陟を八及は張儉、岑暉、劉表、陳翔、孔  
 昱、范康、檀敷、程超を八厨は度倫、張道、王桓帝在位二十一年にして崩す帝嗣なきを  
 以て竇后父武と謀り章帝の立孫宏を立つ是を孝靈皇帝といふ時に年十二歳

宦官の禍

宦官の禍



宦官愈盛なり

かり竇后太后とかり朝に臨みて政を執り竇武を大將軍に陳蕃を太傅にかゝり博く海内の名士を徵す李膺杜密等また朝に列するを得たり蕃、武と謀り宦者曹節王甫等を誅せむとす宦者之を知り蕃を殺し武を圍む武遂に自殺せ節等皆列侯となれり節又有司に諷し李膺杜密范滂等百餘人を捕へ獄に下して之を殺す又宦官と隙あるものは一切黨人と稱し死徒廢禁したるもの六七百人に下らす是を黨人の禍と云ふ是より宦官の權愈盛にして漢室の政愈衰へたり

第四節 海内の争亂及び漢室の滅亡

靈帝の時鉅鹿に張角といふ者あり常に妖術を以て教授し又符水を以て病を療し弟子を四方に遣はして人民を誑誘するに十餘年、徒衆數十萬ありしが漢室の日に衰ふるを見て俱に起り所在を燔劫す（賊徒皆黃巾を着けたるを以て黃巾の賊といふ）時、騎都尉、曹操と云ふ者あり皇甫嵩より從ひて賊を討ち始めて名を得たり操、沛國の人にして字を孟徳と稱す（父嵩は宦者曹騰の養子なり）少きより機警にして權數あり任

黃巾の亂

宦官を誅す

俠にして行業を治めず汝南の許邵と云ふ者曾て操を評して治世の能臣亂世の姦雄となす是より至て操遂に皇甫嵩と賊を討ち大に之を破りて賊を平けたり（張角は病死し其弟張梁は斬られたり）然れども是より外に盜賊四方に蜂起し内は宦官尙威福を恣にせり帝在位二十二年にして崩し皇子辨位に即く時に年十四あり何太后朝に臨み兄何進をして朝政を執らしむ進袁紹と謀り四方の猛將を召して宦官を誅せむとす却て宦官に殺されたり紹依て兵を勅して諸宦官を捕へ二千餘人を殺し遂に宦官の黨と絶つに至れり既にして董卓召に應じて洛陽に至り辨を廢して陳留王協を立つ是を孝獻皇帝といふ卓又何太后を弑し相國となり政を專にす是に於て關東の州郡兵を起して卓を討し袁紹を推して盟主となす（袁紹は王匡と共に河内に屯し韓馥は鄴に留りて其軍糧を給す孔伉は潁川に屯し曹操は劉岱張邈橋瑁等と共に酸棗に屯し袁術は魯陽に屯したり）長沙の太守孫堅も亦兵を起して卓を討す卓關東の兵盛なるを以て之を避けむとす遂に帝に迫りて都を長安に遷したり關東の兵卓の兵と戦ひて互に勝敗ありしか幾もかくして諸將相乖離し袁紹、劉表に結ひ袁術は公孫瓚に結ひ

關東の諸將董卓を討す

董卓の跋



て互に相圖れり時に董卓長安にありて威權を擅にし大に暴虐を行ひたりしか司徒王允密に卓の臣呂布を誘ひて卓を殺す卓の黨李確郭汜等兵を率ゐて長安に入り又王允を殺す呂布走りて袁術に依り又袁紹に歸せり時に曹操兗州の刺史となり徐州の牧陶謙を伐ちしか呂布又袁紹を辭し操の虚に乗じて兗州を亂す操還りて屢布と戦ひ之を破りしか布又東劉備に走れり備は涿郡の人にして字を立德といふ自ら漢の景帝の後と稱す曾て平原の相たりしか陶謙の死するに及て迎へられて徐州の牧となりき時に確汜等又兵を構ひて關中大に亂れたりしかは董承等帝を奉して洛陽に還れり曹操許にありて天子を奉することを謀りしか董承の竊に操を召すに會し遂に入朝して帝を許に遷せり帝操を大將軍となし又司空となす是より天下の權操に歸するに至れり呂布又劉備に背き袁術と通じて備を攻めしかは操備を救ひて共に布を伐つ布下邳に據りて救を袁術に求めしに術敢て兵を出さず既にして布は操に虜にせられ備も亦遂に操に歸せり是時に方りて袁紹深く劉表と結托

曹操帝を許に奉す

曹操丞相とある

孫權吳よ據る

し公孫瓚を攻めて之を破り其勢甚盛なりしが袁術は其勢大に衰へて死しぬ袁紹公孫瓚に勝ちしより心益驕りて遂に許を攻めむとし大兵を率ゐて曹操と官渡(河南省開封府中牟縣)に相持す時に董承劉備と共に曹操を誅せむとして謀漏れたりしかは操承を殺して遂に備を伐つ袁紹の臣田豐紹に操の後に乗せむとを勧めしに紹従はず既にして備操に破られて紹に歸す操返りて復官渡に軍し大に紹の軍を破れり紹走りて冀州に歸り病を發して死し其子譚尙相争ひて國內大に亂れしかは操遂に冀州を討平し又烏桓をも平けたり帝操を丞相となす操の勢漸盛なり是より先き劉備紹の兵を領して汝南にありしか曹操に破られ遂に荊州に赴きて劉表に依れり操依て又兵を出して表を討つ既にして表卒し其子琮操に降りしかは備又走りて孫權に歸せり初め孫堅戦死して子の孫策江東に據りたりしが策の殺さるゝに及て弟權代りて衆を領し其勢甚盛なりき是に至て操江陵より江に順ひて東に下り孫權を討たむとす劉備の臣諸葛亮①吳に赴き權に備と力を併せて操を破るべきを説く會操書



を權に贈りて曰く今水軍八十萬の衆を治めて將軍と吳に會獵せむと吳の羣臣皆恐れて色を失ふ唯周瑜と魯肅とのみ堅く操を拒かむとを請ふ權依て周瑜をして三萬人を督して備と共に操を拒かむ瑜操と赤壁の下(湖北省武昌府嘉魚縣)に戰ひて大に之を破り①劉備も亦荊州の四郡を下せり既にして備關羽を留めて荊州を守らしめ兵を率ゐて蜀に入り劉璋を攻殺し自ら益州の牧を領す備又漢中の地を取りて漢中王と稱す時に關羽荊州にありて威北方に振ひしかは操孫權と兵を合せて羽を攻殺せり是より先き操既に魏公に對せられ又爵を進めて王とかり出入天子と同じかりしが猶漢位を篡せずして死しぬ是に於て其子丕丞相に進み魏王となり遂に帝に迫りて位を譲らしめたり是を魏の文帝といふ漢光武の興復より十二世百九十七年にして全く亡ひぬ是時劉備は蜀に據り孫權は吳にあり魏と鼎足の勢をなせり是より後を三國の世といふ

①諸葛亮

亮の瑯琊の人にして字を孔明と稱す天下の亂るゝに及て襄陽に寓居し毎に自ら管仲樂毅に比せり劉備の荊州

に客たりし時士を司馬徽に訪ひしに徽曰く儒生俗吏の事務を知らず事務を知る者の俊傑にあり此間に自ら伏龍鳳雛あり諸葛孔明龐士元是ありと徐庶も亦備に語て曰く諸葛孔明の臥龍あり宜く駕を枉けて之を顧みるべしと備依て三び其草廬に趣きて始めて見るを得、人を屏けて問ひて曰く漢室日に衰へて姦臣權を專にす孤大義を天下に唱へむとすれども智術淺短にして今日に至れり如何ある計をささひ可あらむと亮依て告げて曰く曹操百萬の衆を擁し天子を挾みて諸侯に令するか故に與に鋒を争ふの難し孫權の江東に據り國險にして民附す故に與に援となすべきも圖る可からず荊州の武を用ふるの國益州の險塞にして沃野千里所謂天府の地あり故に若し荊益を跨有し其巖阻を保ち天下の變あるに際して荊州の軍の宛洛に向ひ益州の衆の秦川に出てあり百姓必篋食壺漿して將軍を迎へむ誠に此の如くむの覇業を成し漢室を興すと難からずと備大に其言を是とし是より情好日に深くなり遂に君臣の義を結ひたりといふ

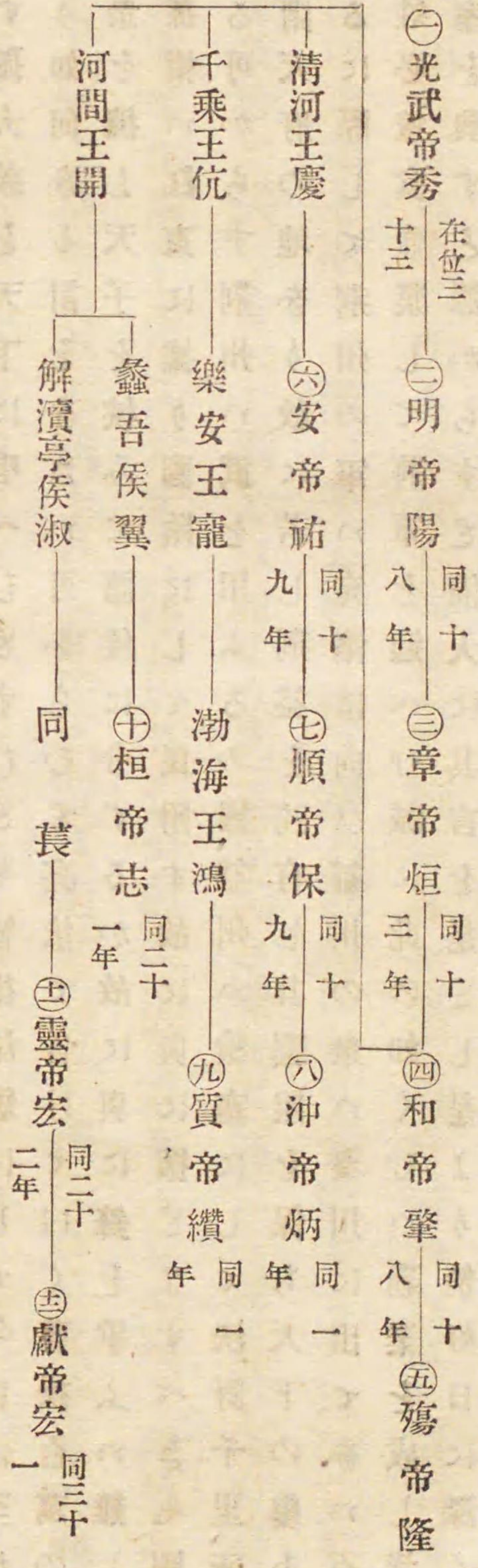
②赤壁の戰

周瑜の曹操と赤壁に相持するや瑜の部將黃蓋曰く操の軍、船艦首尾相接す燒きて走らすへしと燥荻枯柴を十艘の鬪艦に積み油を其中に灌き帷幕を以て之を包み上に旌旗を建て尾に走舸を繋ぎ而して書を操に遣りて降を求む時に東南



の風急なり蓋十艘を前にし餘船を後にして進む操の軍皆蓋の來降るなりといふ蓋操軍を距ると二里餘にして火を發す火烈に風猛く進て北船を燒盡す死者甚衆し瑜輕銳の兵を卒ゐて進撃し大に操の軍を破れり

後漢の帝系



第二章 三國の分立

第一節 吳蜀の和戦及び吳魏の攻守

劉備既に蜀に據りしか曹丕の漢を篡じて國を立てたるを聞き遂に帝位に上

れり是を蜀の昭烈皇帝といふ昭烈關羽の敗没を耻ちて吳を伐たむとす群臣諫むれども聽かず遂に兵四萬餘人を率ゐて吳の兵を破り進て柿歸に軍す孫權陸遜を大都督とかし兵五萬餘人を督して拒守せしむ昭烈巫峽(四川省夔州府巫山縣の東にあり)より夷陵(湖北省宜昌府)に至る間に數十屯を立て、吳と相持す凡一月より六月に至るまで決せず陸遜蜀軍の疲れたるに乗し火攻の計を以て其四十餘營を破りしか昭烈夜遁れて纔に白帝城(四川省夔州府)に入るを得たり既にして孫權使を蜀に遣ひて好を求めたりしか蜀も亦使を遣ひて之に報せり是に於て吳蜀また通ずることなりぬ

初め孫權の關羽を攻めし時魏と好を通せしか魏權を吳王に封せり既にして吳の質子を召せども至らむ文帝依て怒りて吳を伐たむとす夷陵の戰の翌年諸將を遣ひして南征す孫權黃武と改元し大江に據りて拒守す翌年魏軍吳兵を破りて江陵を圍みしか克たすして退還せり是年蜀の昭烈病と得て崩れたりしか太子禪位に即く是を後皇帝といふ諸葛亮遺詔を受けて輔相とな



り使を吳に遣ひして好を申す時に孫權猶魏と好を絶たざりしが蜀使の言に  
より魏と絶ちて専ら蜀と連和せり是より吳蜀の信使互に往來して交情益厚  
くなりぬ

魏の文帝吳蜀の交を見て又舟師を率ゐて吳を征し淮水に浮び壽春(安徽省壽陽府)に  
如き遂に廣陵(江蘇省揚州府)に至れり吳軍寨堡を江上に設け且大に舟艦を浮べて拒  
守す時に江水大に漲りしか文帝嘆して曰く武騎千群ありと雖用ふる所  
なしと遂に師を還せり翌年又舟師を率ゐて吳を征し廣陵に如き江に臨みて  
兵を觀す戎卒十餘萬旌旗數十里に連れり吳軍備を嚴にして固守す文帝江  
濤の洶湧するを見て嘆して曰く恂に天の南北を限る所以なりと遂にまた師  
を還せり翌年文帝崩して太子叡立つ是を明帝といふ後二年を経て孫權また  
帝位に即きて建業に都す是を吳の太帝といふ是より三國共に帝號を有する  
に至れり

第二節 蜀魏の交戦及び魏臣の専恣

蜀の諸葛亮後帝を輔けを政をかゝり官職を整へ法制を修め常に魏を攻めて中  
原を復するを以て志をかゝり會南夷の孟獲といふ者蜀に叛きたりしか亮自  
ら獲を討ちて之を服し遂に盡く南方を平け後顧の憂あきを以て師を出して  
魏を伐たむを計れり魏の明帝の位に即くに及びて亮自ら諸軍を率ゐて北  
征す發するに臨みて上表して出師の由を陳し(是を前出師の表といふ)遂に漢中より進て  
沔北に屯せ翌年大軍を率ゐて祁山(甘肅省鞏昌府西和縣の北にあり)を攻む魏昭烈の死してよ  
り敢て蜀に備へざりしが亮の出征するを聞きて朝野共に恐懼し天水南安安  
定等の諸郡皆叛きて亮に應じたり明帝張郃を遣ひして拒き戦ひしか亮共に  
街亭に戦ひしが馬謖の其節度に違ひしを以て大敗し遂に漢中に還れり既に  
して復上表して蜀と魏との兩立すべからざる由を陳し(是を後出師の表といふ)兵を出し  
て陳倉(陝西省鳳翔府寶雞縣)を圍みしが糧盡きしを以て還れり後二年を経て復魏を伐  
ちて祁山を圍みしか明帝司馬懿をして之を拒かしむ亮共に戦ひて懿を破  
りしが復糧の盡きたるを以て退きて漢中に還り農業を勧め武藝を講じ木牛



流馬を造りて米を斜谷口（陝西省漢中府褒城縣の北にあり）に運し民を息ひ士を休めたるを三年、また兵十萬人を率ゐて斜谷口より出て使を吳に遣ひて同時に大舉して魏を伐たむとを約し遂に進て五丈原（陝西省鳳翔郡縣の西南にあり）に屯す司馬懿堅く守りて戦ひを亮向きに糧運の續かすして屢退還したるを以て遂に兵を分ちて渭濱に屯田す吳の太帝も亦大軍を發し三道より魏を伐つ明帝司馬懿に勅して堅く守らしめ自ら吳軍を拒きて之を斥けたり懿亮と相持するを百餘日、亮屢戦を挑みたれども懿敢て出て戦ひす亮依て巾幗婦人の服を贈りて懿を辱かしむ懿使者に亮の寢食及び事務の煩簡を問ふ使者曰く諸葛公夙に起きて夜半に寢を罰二十以上の自ら覽み食ふ所の數合に過ぎざと懿人に告げて曰く食少くして事煩ひ能く久しきを得べきやと既にして亮病に罹り遂に軍中にて卒したりしかの楊儀姜維等軍を整へて還れり

諸葛亮の死してより蜀また兵を出さず魏の西邊稍靜かり明帝依て司馬懿をして公孫淵を討たしむ淵初め遼東に據りて吳に通じ又魏に降りしが幾もな

くしてまた叛きたるを以てかり懿遂に淵を破りて遼東地方を平けたり明帝終に臨みて司馬懿を召し曹爽と共に遺詔を受けて政を輔けしめ遂に在位十三年にして崩しぬ是に於て太子芳立つ是を廢帝邵陵厲公となす時に年八歳なり爽廢帝に白して懿を太傅とあして其實權を去り自ら諸弟を將軍侍從とあし多く親黨を立て、朝政を專にせり後數年を経て懿其子師昭と謀り爽の謀逆を誣ひ其黨與を併せて三族を誅し自ら丞相となれり是より司馬氏の勢漸く盛かりき懿卒して師撫軍大將軍錄尚書事とあきり時に夏侯玄と云ふ者曹爽の親故なるを以て志を得ず常は快々の志を抱きたり李豐玄と好し廢帝屢豐を召して共し談す師其己を議するを知りて豐を殺し玄等も及びしかの帝悦ます師遂に帝を廢して高貴郷公髦を立つ是を廢帝となす楊州の都督母丘儉及び刺史文欽兵を起して師を討す師撃て儉欽を破り更に諸葛誕を楊州の都督となす既にして師卒し弟昭大將軍となり大都督の號を加ふ後一年を経て諸葛誕また兵を挙げたりしかの昭攻めて壽春を拔き遂に誕を斬れり昭



相國となり晉公に封せられ其勢益盛なり帝威權の日に衰ふるを見て忿懣に堪へず殿中の宿衛蒼頭官僮を率ゐて昭を討たむとす昭の黨賈充帝と戦ひて遂に之を弑したり昭帝を追廢して庶人となし常道郷公璜を立つ是を元帝といふ

第三節 蜀魏吳の滅亡

蜀の姜維諸葛亮に代りて兵權を握り屢大舉して魏を伐たむとしたりしが丞相費禕のさかざるを以て果さず禕の死するに及て恣に兵を出して魏の狄道祁山等の地を攻めたり司馬昭蜀の寇を患とし遂に鄧艾鐘會等をして蜀を伐たしむ艾の三萬餘人を率ゐて狄道より進み會の十餘萬人を統べて斜谷駱谷子午谷より漢中に赴く維時に沓中にありしが退きて劍閣（四川省保寧府劍州の東北にあり）を拒守す鍾會之を攻めて抜く能はず時に鄧艾既に陰平（甘肅省階州文縣及び四川省龍安府の北境なり）に至り山を鑿ちて道を通し橋閣を造りて谷に架し或の身を氈に裹みて推轉して下れり將士皆木に攀ち岸に緣り魚貫して進み江油（四川省龍安府江油縣）に至りて蜀

の守將を降す諸葛亮の子膽艾と綿竹（四川省綿州）に戦ひて大敗し父子共に戦死す後帝拒き戦ふ能はず遂に使を遣ひして降を請ひ且姜維に勅して鐘會に降らしむ皇子北地王諶怒りて曰く若し理窮り力屈すれば父子君臣當に社稷に死すべし何を降るをなさむと後帝を諫められたも聽かれず遂に照烈帝の廟に於て自殺す艾進て成都に入りしかの後主遂に面縛輿襯して降れり蜀凡二世四十四年にして亡ひぬ

蜀の滅びてより司馬昭の威權益強く遂に爵を進めて晋王となれり既に昭卒して子の炎爵を嗣きしが遂に元帝をして位を禪らしめたり是を晋の世祖武皇帝といふ魏凡五世四十六年にして亡ひぬ

蜀と魏との既に亡ひたれども吳の猶江南一帶の地を有し依然として帝號を有せり初め太帝の時太子登の死したるを以て更に子和を太子となし又子覇を愛して寵遇太子に過きたり覇太子と好からず竊に其位を奪はむとする志ありしかの帝遂に覇を殺して和を廢し更に少子亮を太子となせり帝崩して



亮立つ是を廢帝會稽王となす時に孫峻諸葛恪を構殺して自ら丞相大將軍となり大に凶暴を極めたり既に峻卒して從弟琳代りて政を執り帝長して聰明政を親にす琳病と稱して朝せず遂に帝を廢して其兄瑯琊王休を立つ是を景帝といふ景帝位に即きて琳を族殺せり魏の蜀を滅したる年に景帝崩して嗣子尙幼なかりしか故の太子和の子烏程侯皓位に即く皓性驕暴にして酒色に耽り刑罰を濫よし吳の政大に亂れたり晋の武帝羊祜をして襄陽を鎮とし竊よし吳の隙を伺ひしむ吳の將陸抗の陸遜の子なり諸軍を都督し祜と境を對して相持す既にして抗卒したりしか祜上表して吳を伐たむを請ふ時に晋の群臣吳を伐つを非とする者ありて事久しく決せず會祜疾し罹りしかに入朝して吳を伐つを計を陳し又襄陽に還り終に臨みて杜預を擧げて己に代らしむ時に吳主の淫虐益甚しく上下心を離したりしか晋の益州の刺史王濬上表して吳を伐たむを請ふ杜預も亦頻に上表して之を勸む武帝依て吳を伐つを決す預江陵より進み濬巴蜀より下り其他の諸將も亦道を分

ちて進む吳軍鐵鎖鐵錐を江中に設けて晋の舟師を拒きしが効なし濬西陵を抜き預江陵を下す諸軍相合して又武昌を降せり預衆軍と會議し群帥に方畧を授けて直に建業に至らしむ濬等流に順ひて江を下り舟師を率ゐて石頭に至りしかの吳主遂に面縛輿襯して降れり吳孫權の帝と稱してより四世五十二年にして亡びぬ是に於て天下また一統するに至れり

## 第五章 秦漢三國の開化

### 第一節 制度

官制

(官制) 秦の時に、丞相諸政を總べ御史大夫丞相を輔け太尉軍兵を掌れり又奉常は祭祀禮儀を掌り郎中令は宮殿掖門を掌り衛尉は門衛屯兵を掌り宗正は王の親屬を掌り治粟内史は穀貨を掌り廷尉は刑辟を掌り典客は賓客を掌り太僕は輿馬を掌り少府は山海池澤の税を掌れり此時未だ三公九卿は稱なかりしと雖、漢の三公九卿は實に茲に基きたるなり



漢の初には猶丞相太尉御史大夫の官ありしが後丞相を改めて大司徒となし(哀帝の時)太尉を罷めて大司馬となし(武帝の時)御史大夫を改めて大司空となし(成帝の時)遂に大司徒大司馬大司空を三公と稱するに至れり王莽の時官制を改めたりしが光武の時及て稍其舊に復し大司馬を太尉と名し司徒司空と共に三公又は三公と稱せり漢末に三公の官を罷めて再丞相御史大夫を置きたりしが魏の世に及びて復三公の官を復したり又太常(秦の奉常)光祿勳(秦の中令)衛尉(中大夫を稱したる時あり)太僕、廷尉、大鴻臚(秦の典客)宗正(宗伯を改めたる時あり)大司農(秦の治粟内史にして大農令を改めたる時あり)少府を九卿と稱し分ちて三公に屬せしめたり故に太尉の部下に太常、光祿勳、衛尉あり司徒の部下に太僕、廷尉、大鴻臚あり司空の部下に宗正、大司農、少府あり少府の下に尙書ありて秘書を掌りしか後遂に政治に與るに至り尙書令及び尙書僕射の重要な官とれり然るに後中書監、令を置くに及びて其權力又移りて中書に歸するに至れりといふ

郡縣封建

(郡縣封建) 秦の始皇の時封建制度の弊に懲りて郡縣制度を設け海内を分ちて三

十六郡

(隴西、北地、上郡、河東、上黨、太原、雁門、代郡、雲中、九原、邯鄲、鉅鹿、上谷、漁陽、右北平、遼西、遼東、齊郡、東郡、碭郡、薛郡、鄒郡、泗水、三川、潁川、南陽、漢中、巴郡、蜀郡、南郡、長沙、九江、會稽、南海、桂林、象郡)

とあり郡毎に守尉監を置き守の民を治め尉の兵を主り監は監察をせりかくて諸王大臣は尺土一民を私するを得ざりしが群雄の蜂起するに及て諸郡に守禦の力なく秦室も亦遂に亡ふるに至れりされし漢の世に及ては深く秦の孤立して亡びたるに懲り群縣と封建との兩制度を並ひ布けり故に高祖の時諸王を各地に封したるのみならず諸臣を各郡の太守となしたり漢の封建の制度は皇子の封せられたる者を諸侯王となし王子の封せられたる者を諸侯となし群臣異姓の功を以て封せられたる者を徹侯となす然れども古の諸侯に比すべき者は諸侯王なり故に其國には太傅あり丞相あり御史大夫あり大畧漢の朝廷と異ならず大なる者は七十餘城を有し小なる者も五十餘城を有したりかゝる勢なりしか漸く驕恣し流れて朝廷の政令に従はず遂に吳楚七國の亂を生するに至れり然れども是より朝廷の諸侯の強大を懲りて漸く其力を削らむと遂に分地の策をとり且諸王をして其國に



就かじめ相をして治めしめたり武帝の時に至て益諸侯の地を分ち其力を削りしかの曾て強大なりし諸侯も微弱となり名の封建なれとも唯租税に衣食するのみにて皆實權なく僅に三四縣の地を有し相をして民を治めしに過ぎずかく其勢微弱にして振へざりしかの王莽の坐から漢位を篡するを得たりとなり後漢の初に宗室及び絶國の後百餘人を封じ又功臣三百餘人を封じたれども封建の實の已に消滅し唯名のみ存するに至り甚きの未だ土地を與へずして唯虚名を與へたるか如きとありき魏に至て益諸王を制抑し其食む所の一縣に過ぎざりしかの封建の制度の益其實なきに至れり

郡縣の制度の郡に太守あり凡て民を治め賢を進め訟を決し姦を検するが如きことを掌り春の部下の諸縣を巡り冬の諸囚を按じ且部吏の殿最を論ず縣に令長を置き萬戸以上の縣を令となし萬戸以下の縣を長となす武帝の時に郡の上に州を置きて十二州冀州、幽州、并州、涼州、益州、交州、兖州、青州、徐州、豫州、荊州、揚州となし州毎に刺史を置きて部下の諸郡を巡り郡守の處爲を監察せしめたり成帝の時に刺史の位卑

税法

きを以て更に州牧となして九卿の次に位せり後再刺史となり又州牧となりしが後漢の末に其勢力甚盛にして恰諸侯の如くなりき

(税法) 秦の時に井田の制を廢してより貧富の懸隔甚くなり貧人の田を佃作して其收穫十分の五を地主に輸したりしかの井田の制に比すれば殆五倍の税を出すに似たり漢の時に大に人民の困苦を察し税率を減して十五分の一を税し又其後三十分の一を税したりしも佃作する者多かりしかの地主を益したるに過ぎざり且各人より出す所の人頭税と云ふべき者あり初の十五歳より六十五歳までの者に各百二十五錢を出さしめ十歳より十五歳までの者に二十錢を出さしめたりしが後其税を減し三年に四十錢を出さしめたり又武帝の時に國用の多端なるか爲めに緡錢の税舟車の税及び馬口の税等を設けたりしかの人民益困みたりされど當時の疲弊を救はむ爲めなれの後世まで永續せしにあらざ後漢に至て墾田を検し且田を分ちて三等となし布帛を税としたりしが後曹操の政をとるに及て田一畝より粟四升を



兵制

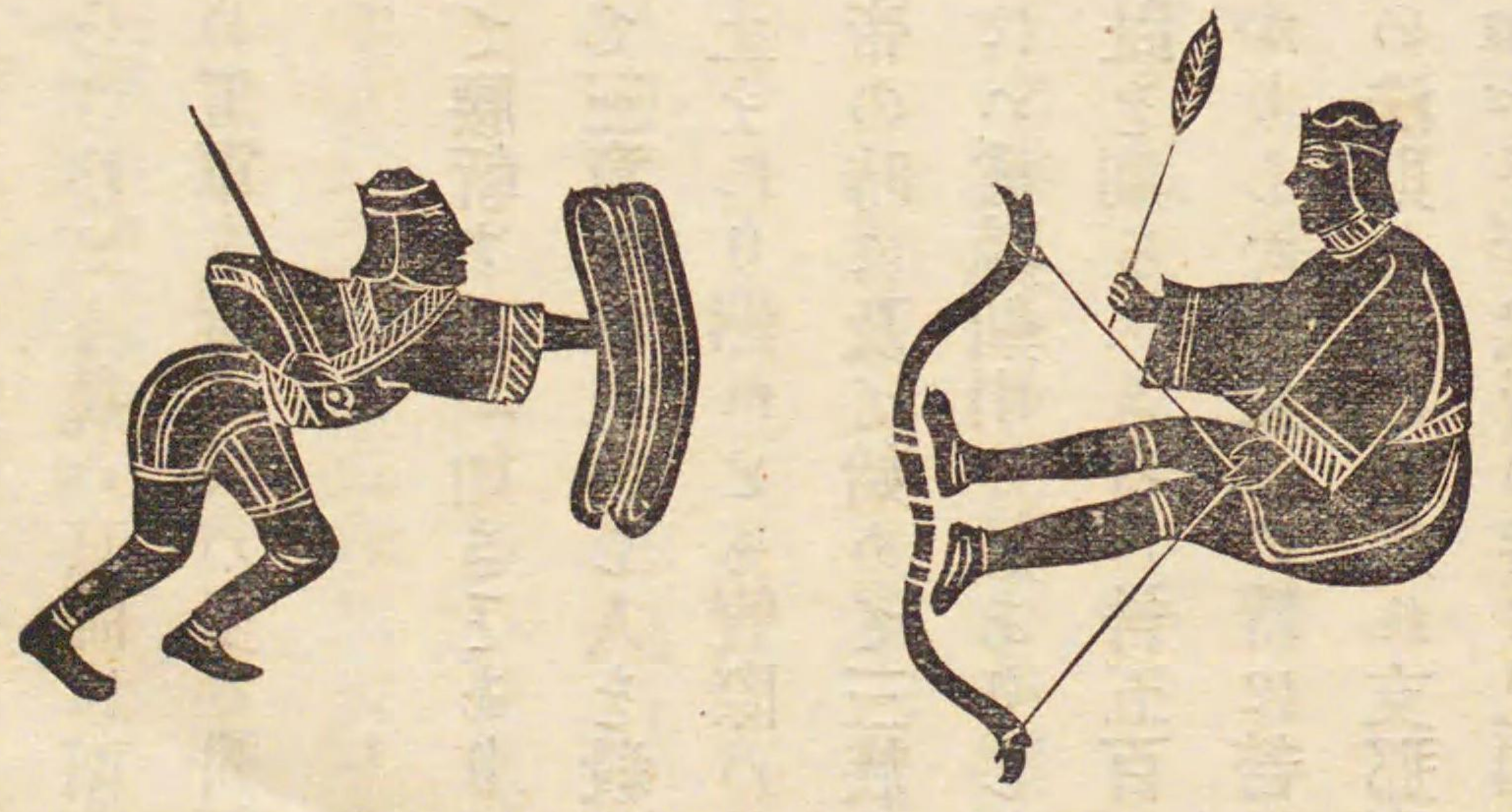
出し家一戸より絹二匹綿二斤を出さしめたり是より遂に田租戸調の制をな  
し租税の額稍重くなれり

(兵制) 秦の時に諸郡に材官を置きたりしが始皇の長城を築き五嶺を守  
らしむるに及て謫戍(罪人を發して兵役に就かしむるをいふ)と閩左の戍(貧人は閩左に住す故に貧人の兵役に就くをいふ)と  
を發し秦室も亦遂に亡ぶるに至れり漢の世に兵制も亦頗備はり京師に  
南北軍あり南軍の宮城を守る兵にて衛尉に屬し北軍の京城を衛る兵にて大  
尉に屬すかく兩軍を置きたる所以の蓋相制せしめむとするにあり武帝の時  
北軍を分ちて八校(中壘屯騎歩兵越騎胡騎長水射聲虎賁)となしたりしが其權力の偏重を恐れて  
羽林期門の兵を置きて南軍に屬したるも亦相制せしめむとする意に外なら  
ず郡國に引關蹶張材力武猛の士を撰びて輕車騎士材官樓船の兵とな  
し各其地勢によりて配置せり故に平地に輕車騎士山阻に材官川澤に  
樓船を置きたり亦其用意の周密なるを見るべし

調兵の制の民年二十三より六十五までを正卒となし一年の京師に赴きて南

北軍の兵となり一年の郡國に於て材官騎  
士樓船等の兵となり餘の田里に歸住し調  
發を待ちて番上するなりかく京師と郡國  
とを論せむ皆調發番上の兵なりしが武帝  
の時北軍を八校に分ちて募集の兵となし  
又羽林期門の屬を置きて世襲の兵となし  
より京師の軍制の一變せり又武帝の兵  
を國外に用ひしより郡國の兵足らず遂に  
謫吏謫民を徵するに及ひて郡國の兵制も  
亦稍變するに至れり後漢の初に南北軍の  
故の如くなりしが輕車騎士材官の都試の  
法(前漢には毎歲秋の時に行へり)を廢せしかの郡國の武  
備振はず又南北軍も錢穀を納れて兵とな

兵士之圖



石索二依ル



るを得たるか如きとありしかの京師の軍も亦漸く衰へ宦官兵權を握るに及て漢室の滅亡を招くに至れり三國の兵制の詳ならされとも魏の京師に南北軍を設け州に都督を置きて兵を掌らしめ蜀の初め五軍を置き吳の多く舟師を備ひたりと云ふ

(法制) 秦の時の刑罰の苛酷にして五刑を具して腰斬するか如きとありとも漢の高祖の關中に入るに及て秦の苛法を除きて三章の法を約し人を殺せし者人を傷けし者財を盗みし者を罰すと云ふに止まれり然れとも實際の此の如きを得ず尙三族を誅するか如きとありき文帝の時に及て始めて三族の誅を除きたるか上に又肉刑を除きたり當時肉刑に猶黥劓劓の類ありしが黥の髡鉗して城旦舂となし劓の答三百となし左趾を剛るべき者の答五百となす(右趾を剛るべき者ハ棄市す)然るに答うたれて死する者多かりしかの景帝の時に答數を減じ(五百を三百とし三百を二百とす後又三百を二百とし二百を一百とす)遂に後世の法則となれり是れ支那刑法に於ける一大變革の期となす(魏晉の際屢肉刑を復せむとの議ありしが行はれざりき)武帝の時に見知故

縦腹誹等の罰を設けたりしが其後に及びて遂に苛法を除くに至れり要するに漢代の刑法の頗寛にして酷ならずと云ふべし

牢獄にの廷尉の獄、掖庭の獄等ありしが老幼の者等を待するにの稍寛なりき景帝の時に十歳以上及び八歳以下の者又孕婦瞽者短人等の獄に繋かるも桎梏を宥せしめ又哀帝の時に婦女及び八十歳以上七歳以下の男子の身罪を犯すか又の家族の叛逆にあらされの坐せしめさりしか如きの亦其寛大の意を見るべきなり

律書の漢より魏に至て大に備れり周の時魏人李悝初めて法經六篇(盜法、賊法、囚法、捕法、雜法、具法)を著したりしが漢に至て蕭何三篇(擅法、廢法、戶法)を増して九篇となし叔孫通又傍章十八篇を作れり武帝の時にの律令三百五十九章大辟四百九條ありきといへり律書の備りしを知らるべし後漢の時に大に律令を削除せしとありしが魏の時に至て更に新律十八篇(漢律に比すれば劫掠、詐僞、毀亡、告劾、繫訊、斷獄、請縣、驚事、償贖の九篇を増す)を作りたりかく刑事に關するもの大に具りし民事に關するもの上古と同しく



選舉

詳ならざとす

(選舉) 秦の世に選舉の法と稱すべき者あらざりしが漢の世に至てり稍備れり蓋其郡國より士を取るに大抵三種あり賢良方正といひ孝廉といひ博士弟子といふもの是なり賢良方正の舉文帝の時に始まり孝廉及び博士弟子の舉武帝の時に始まりしか如し而して郡國より士を舉げしむるに人口の比例によりて人數を定め(人口十萬以下は三歳に一人、二十萬以下は二歳に一人、五十萬以上は一歳に一人、四十萬以上は二人、六十萬以上は三人、八十萬以上は四人、百萬以上は五人、二百二十萬以上は六人を舉げしめたり)限るに四科を以てせり(一は德行高妙にして志節清白なる者、二は學通行修り經博士に中る者、三は法令に明習して疑を決するに足る者、四は剛毅にして畧多く事に遭ひて惑はざる者なり)後時により選舉の法一ならずと雖、孝廉及び賢良方正の科の如き後漢に至るまで盛に行はれたり殊に孝廉の科最盛なりしか當時の氣節の士を養成したりして疑ふ可からざ然れども簡試をなさずして直に官に拜したりしか、稍其弊を生ずるに至り遂に限年の格を設けて年四十以上にあらされり選舉に應ずるを許さす且儒者の經學を試み文吏の章奏と試みたり(順帝の時)是より簡試の常法とな

り稍人を得たりといふ魏の時に及びて限年の格を廢し州郡に中正の官を置きて人物の選擇をなさしめ學行の差によりて九等の別をなし各其官を與へたり是を九品を以て人を官にする法を稱し後世まで行はれたりき

第二節 學術

秦の世に書を焚き儒を坑にする勢なりしか學校の設けあるを見せ漢興りても猶學校を興す違なかりしが武帝の時に及びて始めて大學を設け又博士を置けり是より學術の觀るべき者あるに至り成帝の時大學の弟員三千人を増し光武の時更に大學を營み明帝順帝の時にも校舍を増したりしか其勢益盛にして質帝の時三萬餘人の學生ありきと稱すかく學校の盛なりしも學說の儒教に則りまた異説を唱ふる者少なかりしか周末の如き盛況を見せ是れ秦の劫燼を経たる後、漢の武帝儒教を尙びて政府の標準を定めたるに因るべし然れとも先哲の遺經を註解すをその盛に行はれ一經に通じたるを以て博士となりし者少なからざ經解の世に出でたる者亦多し是れ古

學校の沿革



今學術の變遷なり今其經學の傳統を叙し然る後に史學文學五行學織緯學等の  
のそに及ふべし

經學

(經學) 易の孔子の後に卜商の傳ありしか漢の初に田何も亦其傳を作れり  
何の丁寬に授け寬の田王孫に授け王孫の施讐、孟喜、梁丘賀に授けたりしか  
の遂に施孟、梁丘三氏の學あるに至れり又別に京房の京氏の學をなす費直の  
費氏の學をなせり後漢の時大學に施孟、梁丘、京四氏の學を並ひ置きたりし  
が後施、梁丘二氏の學の西晋の亂に亡ひぬ

書の秦火に逢ひて亡ひたりしを濟南の伏勝口から二十餘篇を黽錯に傳へ  
たり是を今文尙書となす後魯の恭王孔子の宅を破りて蝌斗の文の尙書を得  
たり是を古文尙書となす是より書に今文古文の別あるに至れり(古文尙書は  
偽書なりと  
云ふ者多し)伏勝其學を以て張生に授け張生の歐陽生に授け歐陽生の倪寬に授け  
寬の又歐陽生の子に授く是より書に歐陽氏の學あり張生又別に夏侯都尉に  
授け都尉の族子始昌に授け始昌の族子勝に授け勝又其子建に授けたりしか

の始めて大小夏侯氏の學あり(勝を大夏侯となし建を小夏侯とす)三氏の學共に大學に立てら  
れたりしが後西晋の亂に亡ひぬ

詩の漢の世に魯詩齊詩韓詩毛詩の別あり魯の申公培の訓詁を魯詩となす齊  
の轅固生の傳を齊詩となす燕の韓嬰の傳を韓詩となす趙の毛萇の傳を毛詩  
となす四氏の詩並ひ行はれたりしが齊詩の魏の時亡ひ魯詩の西晋の亂に  
亡ひぬ

禮の儀禮周禮及び大戴禮小戴禮あり漢の初に高堂生と云ふ者士禮十七篇を  
傳ふ是れ即今の儀禮なり(後古經の魯の淹中より出てたる者あり三十九篇多かりしが隋唐の際に亡ひぬ)又李氏と云ふ者  
周官の書を得て河間の獻王に獻す是れ即今の周禮なり高堂生の後に后蒼と  
云ふ者あり最儀禮に通じ戴德戴聖慶普に授く是より三氏の學傳はれり又劉  
歆周禮を好み初めて博士を置きたりしかの周禮も亦世に行れたり戴德曾て  
劉向の纂録したる古文二百餘篇を刪りて八十五篇となす是れを大戴禮とな  
す戴聖又其書を刪りて四十六篇となす是を小戴禮となす是れ即今の禮記な



り（馬融三篇を増し  
て四十九篇とす）後儀禮周禮禮記を三禮と稱して世に行へるゝに至れり  
春秋は公羊、穀梁、左、鄒、夾諸氏の傳あり公羊傳の董仲舒に傳りて始めて世に  
顯はれ穀梁傳の宣帝に嗜まれて遂に世に行はれたり故に前漢の世に大學に  
立てられたるの此二傳とす左傳の賈誼の訓詁あり劉歆の考正を経たれども  
世に行はれず後漢に至て初めて博士を立つるに至れり鄒夾二氏の傳の王莽  
の時に亡びぬと云ふ

經學の大家の少なからすと雖、先づ鄭玄を推す玄の馬融の門人にして深く  
諸經に通じ周禮儀禮禮記及び詩書易に注解をなせり又孔安國の尚書、何晏  
の論語、王輔嗣の易、服虔杜預の左傳の解釋をなせり其他諸經の注解をな  
たる者少なからず亦經學の盛なりを知るべし

史學

（史學） 上世より史官ありて王の言行を記すを掌り是れ歴史の起源なれ  
ども周の世に未だ完備の域に至らず春秋の如きの編年體の祖なれども殆  
年表に似たる嫌なきにあらす左傳に至ての稍進歩の跡なきにあらすと雖、

間然べき所少なからず故に支那の歴史の漢の時に至りて大に發達したりと  
云ふべきなり武帝の時司馬談大史令の官にあり左傳、國語、戰國策、楚漢春秋  
等により太古より漢に至る歴史を作り成らすして卒せしかの其子遷父の志  
を續て遂に十二本紀十表八書三十世家七十列傳を作り是を史記と稱す本  
紀の帝王の事跡を叙し世家の諸侯の沿革を記し列傳の英雄豪傑偉人傑士の  
履歷を述べ表の史上の事蹟を一日瞭然たらしめ書の禮樂刑政天文貨食に關  
するを詳叙したり蓋此體例の司馬氏の創設にして後世正史と稱する者の  
皆標準を茲に取らざるのなきされの司馬氏の史學に於ける功績の著大なり  
と云ふべし（事實疎漏の罪は恕  
せざるべからず）且其文辭矯健にして才華縱橫なるを以て文學  
上より見るも大に價直ありとす後漢に及びて班彪史記の後傳六十五篇を作  
りしが其子固更に高祖より王莽に至る事跡を集めて十二本紀八表十志七十  
列傳を作り是を漢書と稱す（固の死せし時此書未だ全く成らざり  
しかは其妹昭大家續成せりといふ）後世史記と  
並べ稱されども史記に比されの事實精確に近く文辭も亦溫順なり



(文學) 秦の世は文學盛ならずしが漢の世は及びて稍盛なるに至れり文帝の時賈誼の上りたる治安策の如きは文辭汪洋として觀るべき者なり武帝の時に殊に文學の士を重したりしかり司長遷司馬相如董仲舒東方朔枚臯の徒輩出したり司馬遷の叙事を能くし董仲舒の論説を能くし司馬相如東方朔枚臯の徒の詞賦を巧しせり就中司馬相如の如きは詞賦を以て用ひらるゝに至りしかり益其流行を來し當時文學者と稱すべき者の皆賦を作らざるゝなく楊雄の如きも常に司馬相如を慕ひて賦を作り後漢は及びて班固崔駰張衡蔡邕の徒出てたれとも亦賦を作りて前人の轍を踏みたる者多しかく詞賦の流行盛なりしかり一般の文章も漸く影響を及ぼし稍華美の趣を添ふるに至れり後曹操の父子文學を嗜みたりしかり文學を能ざる者の多く其部下は集り建安七子の徒ありて當時文名を擅したり蓋七子の曹植を魁とし王粲劉楨を副とし陳琳應瑒阮瑀徐幹を次となす時賦猶盛に行れたりしかり文章益華美は陥り遂は六朝文体の基をなすに至れり且漢魏の際

の詩歌も亦發達し始めて五言の詩(古詩十九首を始めます蓋其詩の中九首は牧乘の作なりと云ふ)七言の詩(武帝の時相梁臺にて唱和したる詩を始めます)も出て、人情の微を寫したる者少なからず張衡曹植王粲の徒は皆詩を能くしたりき

(五行學) 五行の説は太古より起りし者にて印度の四大(水、火、風、土)の類なり殷周の際箕子の洪範は其説を述べたる所ありと雖、一科の學となりしはあらず然るは戰國の時より陰陽の説と相和し遂は一科の學となり漢の時に至りて益盛なるに至れり董仲舒の如きも五行によりにて春秋を説きたり其相生相勝(土は木を生し木は火を生し火は土を生し水は火に勝ち火は金に勝つ類なり)を説きて世代の沿革を五行の推遷は托し五常五聲五味五色の類を五行に配したる如きは五行説の牽強附會なる者なりとす

(讖緯學) 讖緯の學は哀帝平帝の際に起りし者にて五行學より出てたる所あるは似たり易緯書緯詩緯禮緯孝經緯春秋緯等の書ありて奇異の言を載し王莽最讖緯を信し光武も亦頗尊信したり故は光武の人を用ふるはも政



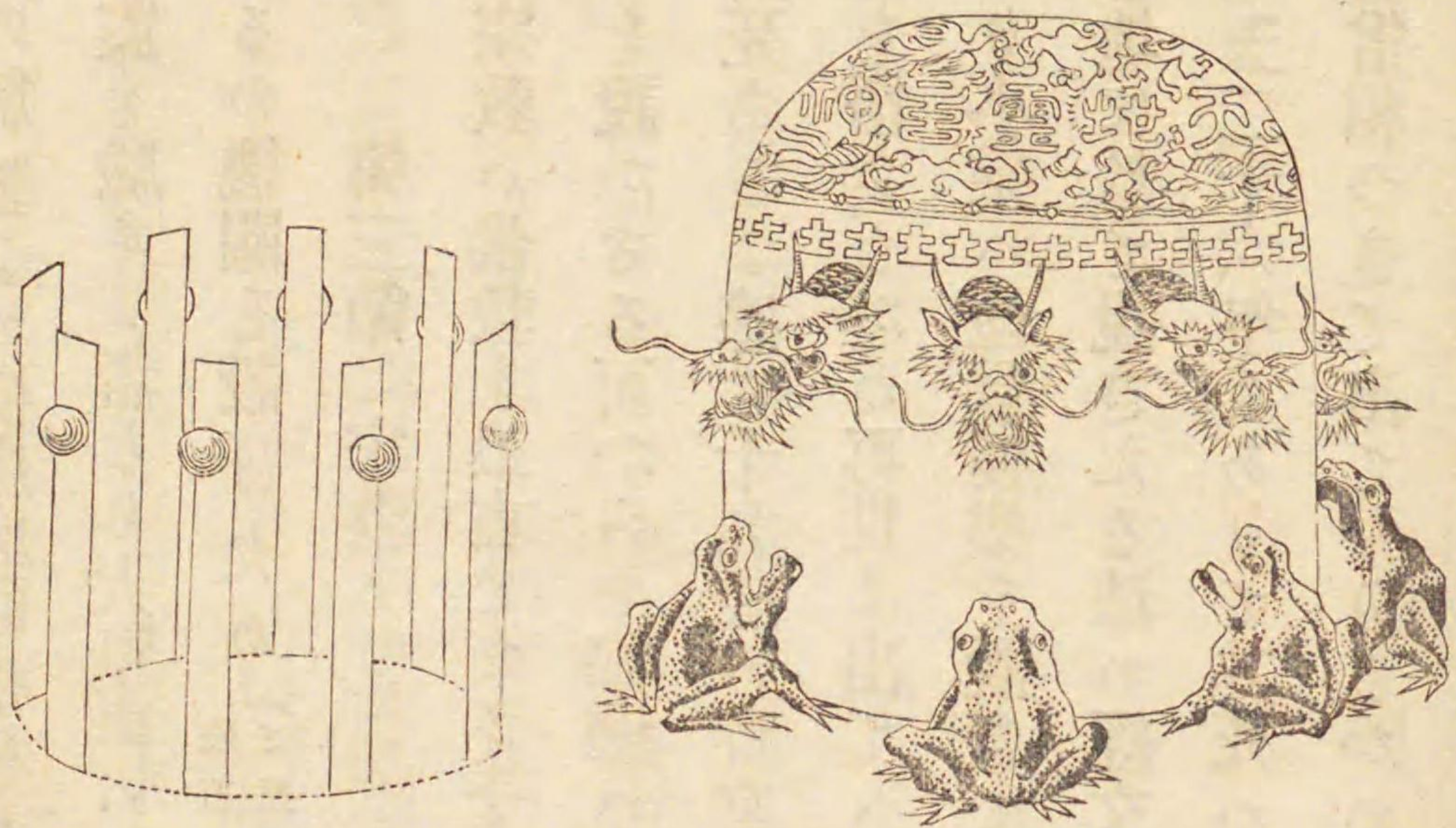
天文曆法

をなまよも亦往往讖文よれり例へば讖文に王梁主衛の語あるを以て王梁を大司馬さなしたるが如し是より讖緯の學大に行れて漢末に至り鄭玄の如き大儒も亦其説を信じたりき獨張衡は讖緯を信せず大に其説を駁したるとありき

天文 天文の學の三代の舊を承けて多くの星占の術も過ぎず然れども前漢は唐都李尋あり後漢は蘇伯朗雅光ありて共天文を通じたるを以て名あり又張衡の渾天儀を製じ蔡邕醮周も亦各著撰の書ありといへり多少の進歩ありしなるべし當時地動説を唱へて地動を舟行に比したる者ありき

曆法の秦の世は建亥の月を歲首となし且月名を改めざりしか十月の年の始あり九月の年の終ありき漢の世も初は秦の曆に従ひたりしが武帝の時及びて太初曆を作り夏正よりて正月を歲首としたり後成帝の時に三統曆を作り平帝の時四分曆を作り靈帝の時乾象曆を作り凡曆法の四變せり三國の時吳蜀の漢曆よりて夏正を用ひたりしか魏の正朔を改めて建丑の月を正月となしたりき

侯風地動儀の模形



學藝志林六十七号より出づ

後漢書張衡傳曰陽嘉元年復造侯風地動儀以精銅鑄成員徑八尺合蓋隆起形似酒樽飾以篆文山龜鳥獸之形中有都柱傍行八道施關發機外有八龍並銜銅丸下有蟾蜍張口承之其牙機巧制皆隱在樽中覆蓋周密無際若有地動樽則振龍機發吐丸而蟾蜍銜之振聲激揚伺者依之覺知雖一龍發機而七首不動尋其方面乃知震之所在驗之以事合契如神自書典所記未之有也



(發明品) 秦漢の際の發明品の紙及び候風地動儀大章車の類なり紙の後漢の蔡倫の創製よて樹皮麻頭幣布魚網の類を以て作れり地動儀の張衡の作よて地震を驗する者なり大章車の前漢の時よ起りし者よて路を往く間よ里數を知るの機關を設けたり(磁石の發明は何人なるや詳ならずと雖既に三代の時にありしか如し)

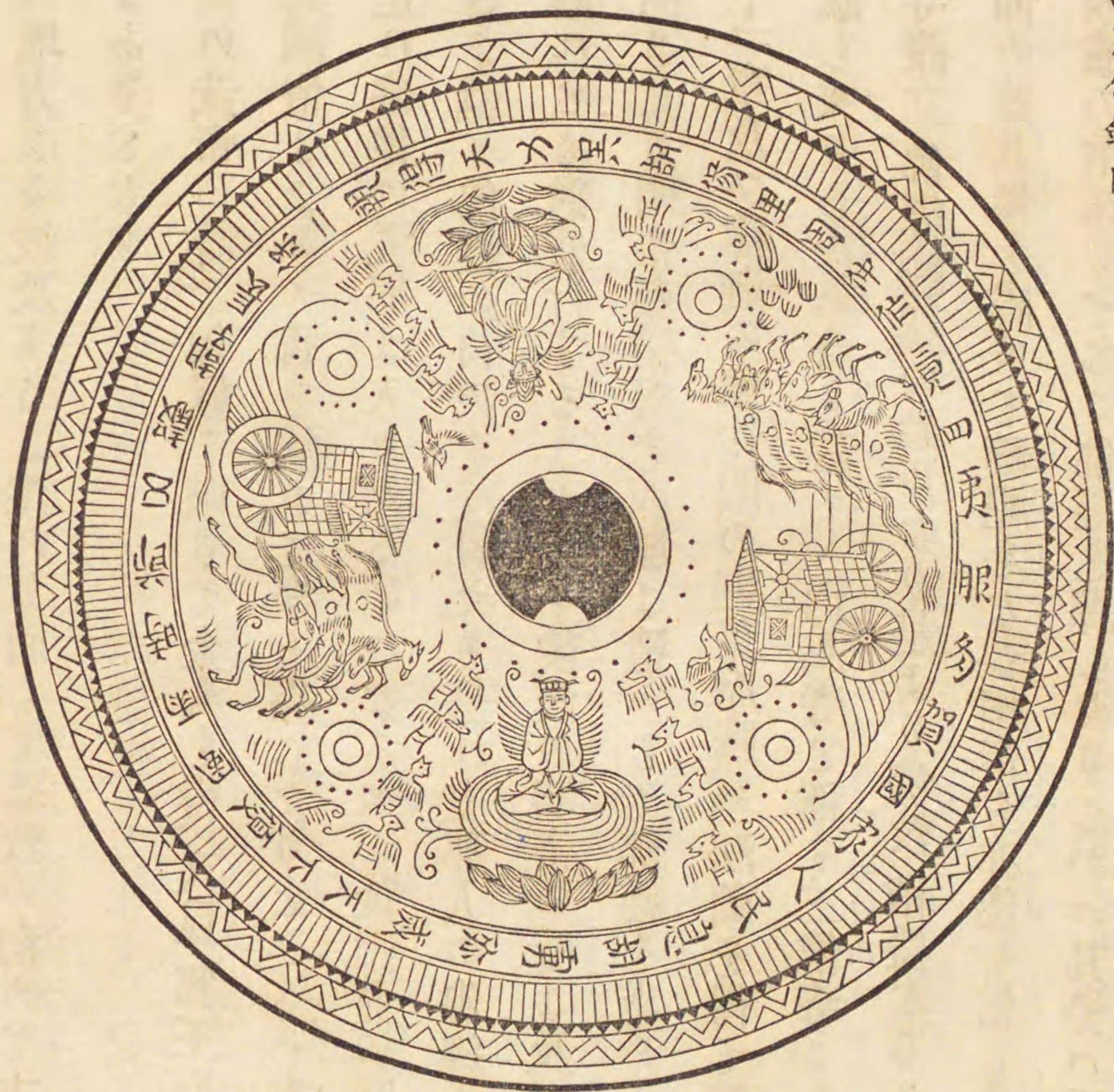
第三節 宗教

支那の宗教の佛教を最古となす今其流傳を説くよ先つ其開祖なる釋迦牟尼の事を説かざる可からず釋迦の印度の一國王(迦毘羅國淨飯王)の子なりしが人の老病死あるよ感し十九歳の時宮を出て、山よ入り數年の苦行を積みて大の教理を悟りしかの再世よ出て、其教を説きたり蓋其教を説くよ大乘小乗の別あり小乗の地獄極樂を説きて下愚を悟し大乘の哲理を説きて上智を導く其各地に於て説きたる法の經文となりて今日よ存する者多し釋迦の生の周の昭王二十六年よありて其死の穆王の五十三年よあり蓋年八十歳なりき厥後名僧相つきて出てたりしかの佛教の印度全地よ流布し遂よ中央亞細亞

の地方よも波及するよ至れり而して其教の初めて支那に入りたるの漢の世よありとなす

漢の武帝の時よ匈奴を破りて金人を得、又昆邪王の降りし時よも金人を得、其國俗よよりて香を燒きて祭を爲したりといへ其佛像なるを疑を容れず是れ佛像の支那よ入りたる始めなるべし後王莽の時景憲と云ふ者月氏の使者よ就て佛經の口授を受けたり是れ支那人の佛經を知りたる始めなるべし然れども猶盛行するよ至らず後漢の明帝の時よ及びて初めて其流行の端を開きたり明帝蔡愔等を西域よ遣ひして佛經を求めしめたりしが愔等佛經四十二章及び釋迦の像沙門の迦葉摩騰竺法蘭を得て歸り時よ白馬よて經を馱し來りしかの寺を建て、白馬寺と稱す二僧寺よありて佛經を譯す是れ佛寺設立佛經翻譯の始めなり是より佛教稍盛なるよ至り楚王英の如き信仰の餘其像を畫きて禱祀をなし桓帝も亦佛を信し宮中よ佛祠を建てたり且西域の僧來りて多く佛經を譯したりしかの其勢の遂よ益盛なるよ至れり靈





帝の時、羊融と云ふ者、佛寺を起し、浴佛の日、五千餘戸を招致して、飲食を施したるか如きを見れば、其流行の勢を知るに足らむ。然れども、唯西域の僧の教を傳ふを許して、未だ支那人の僧となるを許さざりしが、魏の文帝の時、至て初めて支那人の佛戒を受けて、僧となるを

許したり。是より支那人をして名僧と稱せらるゝ者輩出するに至れり。(三國の時も西域の僧にして支那に來り、佛寺を建て、經文を譯したる少なからざりき)

第四節 技藝

(音樂) 秦の始皇の時、上古の廟樂の存せし者、唯大韶、大武のみなりしが、漢の高祖の時、叔孫通、秦の樂人より、宗廟の樂を制し、且昭容、樂禮、容樂を作れり。武帝の時、至て、頗音樂を獎勵し、樂府を立て、李延年を協律都尉とあし、司馬相如等數人と舉げて、詩賦を作り、律呂を論じ、八音の調を合せて、十九章の歌を作れり。又張騫、西域より、還り、胡樂二曲を傳へたり。しか、延年、胡曲より、新聲二十八解を作れり。亦以て、當時音樂の盛なりしを卜せべし。(二十八解、實際に大抵亡びて、纔に出關入關、出塞入塞等の十曲のみ傳はれり) 後漢、至て、明帝の時、大予樂、周頌雅樂、黃門鼓吹樂、短簫、鐃歌樂、分ちたり。大予樂、郊廟、上陵等の祭、周頌雅樂、辟雍、六宗、社稷の祭、黃門鼓吹樂、天子の羣臣を宴する時に、短簫、鐃歌樂、軍陣を列する時、用ひたり。爾後、海内の騷亂、逢ひて、音樂の道甚衰へたりしが、曹操



荆州を平けたる時、杜夔と云ふ者を得て雅樂を創定せむことを命ず。夔、鄧靜、尹商、馮肅の徒と共に經籍を考へ故事と采りて古樂を復したり。故に魏の世の正世樂漢の安正樂、迎靈樂漢の嘉至樂、武頌樂漢の武德樂、昭業樂漢の昭容樂、及び昭武舞漢の巴渝舞、鳳翔舞漢の雲翹舞、靈應舞漢の育命舞、舜頌舞漢の武德舞、大昭舞漢の文始舞、大武舞漢の五行舞等ありきと云ふ。

建築

(建築) 秦の始皇の時、阿房宮を作りて大に其壯麗を極めたり。其東西二百間、南北四十丈ありて、上に萬人を坐すべく、下に五丈の旗を建つべかりきといふ。又當時關中に三百、關外に四百の宮殿ありきといへり。其建築の盛大なりしを知るべし。漢の武帝の時にも大に宮觀を營みて、建昌宮、通天臺、井幹樓、神明臺等を作り、其樓臺の高共に四十丈ありて、上青雲を冒す。殊に神明臺の上に銅像の仙人ありて、銅盤を捧ぐ。其大さ十圍なり。是を承露盤といへり。又三國の時、魏の銅雀臺及び許昌宮を作りて、頗る其壯觀を極めたり。當時建築術の詳なるを知らずと雖、其發達したるを以上の事實にて徴



宮 殿



宮殿之圖







すべし(右に録したる宮殿の圖は武梁石室の畫なれば漢代建築の一斑を窺ふに足るべし)

繪畫彫刻

繪畫彫刻

漢の世に宣帝の時に功臣十一人を麒麟閣に畫きたるにあり又光武の時功臣二十八人を凌烟閣に畫きたるにありしを見れば當時繪畫の盛に行はれたるを知るべし且毛延壽、陳敞、劉白、龔寬、陽望、樊育の徒は元帝の時輩出し共畫を以て名を知られたりといふ今其畫体の知る由なきと雖、武梁石室の畫、孝堂山石室の畫の如きは當時の畫体の一斑を窺ふに足らむ

彫刻の技も亦多少の進歩ありしが如し秦の始皇の石に刻して徳を頌し漢の竇憲の石を立て、功を勅したるか如きとあれは石刻の頗行はれたり且順帝の時古文篆隸の三体を以て五經を石に刻したるか如きは其進歩を卜すべきなり又當時天子諸士大夫の有する印璽は文字を彫刻したれば印刻の技も亦觀るべき者ありき

第五章 産業



(農業) 井田の制破れてより貧人は富人の田を佃作し自田を耕作するを少かりしも農業の自ら發達したるか如し武帝の時趙過代田の法を設けて大に農業の改良をなせり蓋代田とは一畝に三耨を作り年毎に其耨を易ふるなり過又田器を作爲し耕種養苗等の事を教授し又牛耕するを能はさる者は人耕せしめ一日多きは三十畝少きは十三畝を開墾せり當時代田の法は力を用ふるを少なくして穀を得るを多かりしかの農民多く此法を用ひたり後田野益開けて平帝の時には八百二十七萬五千三十六頃當時戸數千百二の田ありき三萬三千あり故に一戸六十七畝百四十六步餘の割に當れり

(商業) 秦の時は最商業を卑みて末利と稱し漢の時も亦賈人の絹を着け車に乗るを禁し且租税を重くしたり然れとも商業をなす者益多かりしかは文帝躬ら籍田に耕して農業を勧め且商人の子孫は仕官するを得さらしめたりしも効なし武帝の時鬻鹽鑄金を以て富をかしたる者多く隱然縣官を使令する勢ありしかの帝鹽鉄酒榷の法を設け又平準倉を設けて商賈をして大

利を得さらしめたり王莽の時周官に倣ひて司市の官を立て四時の中月に物價を定めて市をなさしめ若五穀布帛綿糸の售れさる者は其實を檢し原價にて官へ買上げ又世の物價か定めたる價より貴き時平價にて拂下くるなり此法は極めて善美なるか如きも實際不便なる者と見え光武の中興に及ひて行へれす其後桓譚の上疏を用ひ農業を擧げて商業を抑し諸商賈をして相糾告せしめたりされの政府の商業に對せし意思の裁柳せむとするに在りしを知るへきなり外國商業のとは武帝及び明帝の時西域諸國と有無相通したるにあり又南方は交趾印度等と交易せし者もあらむ殊に桓帝の時ハ羅馬國より使を遣はして象牙瑇瑁の類を齎したるにありき

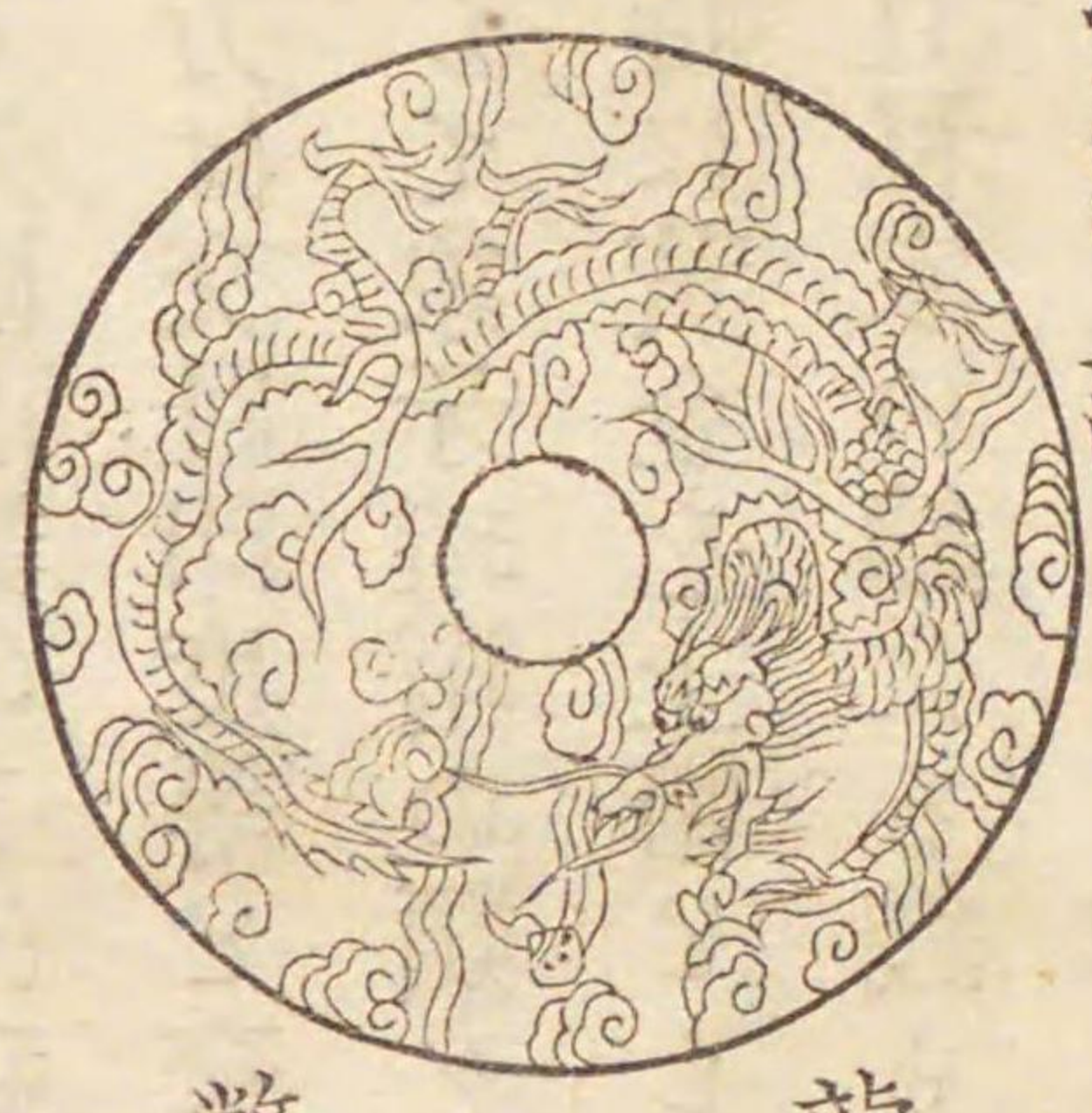
貨幣ハ秦の時に黄金を上幣とし銅錢を下幣とし又半兩錢を鑄たり漢の世又半兩錢を鑄且私家の鑄たる錢もありき武帝の時財政の困難なるより遂に皮幣を製し又馬幣龍幣龜幣を作れり王莽の時には屢貨幣を改造して金銀龜貝具

錢布五物六名二十八品ありき(金貨一品銀貨一品龜貨四品  
貝貨五品錢貨六品布貨十品)

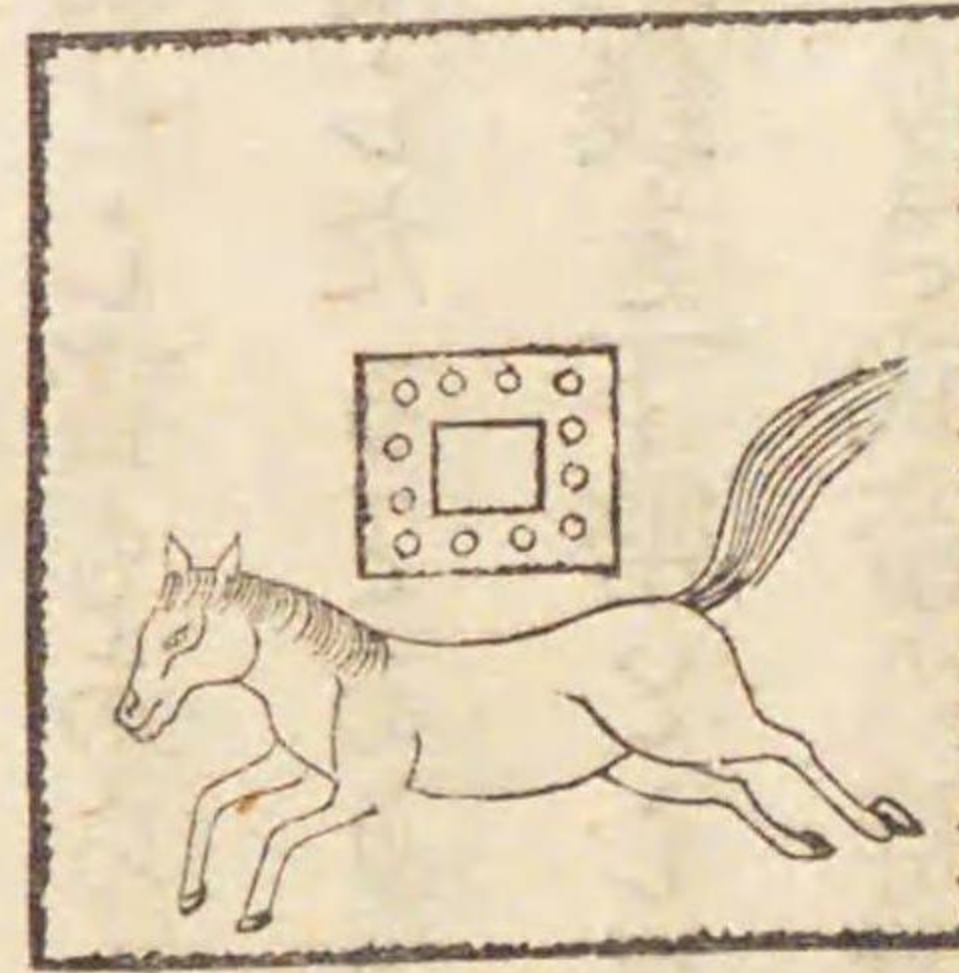


貨幣の圖

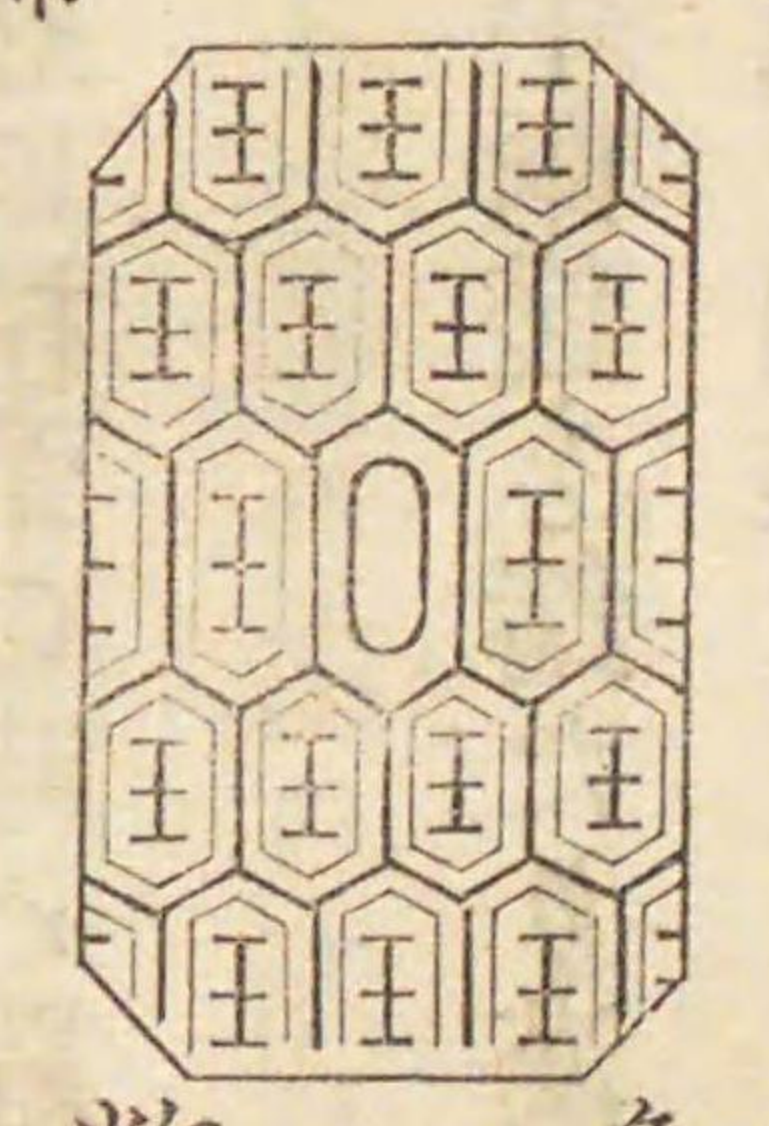
漢武帝三幣



龍幣

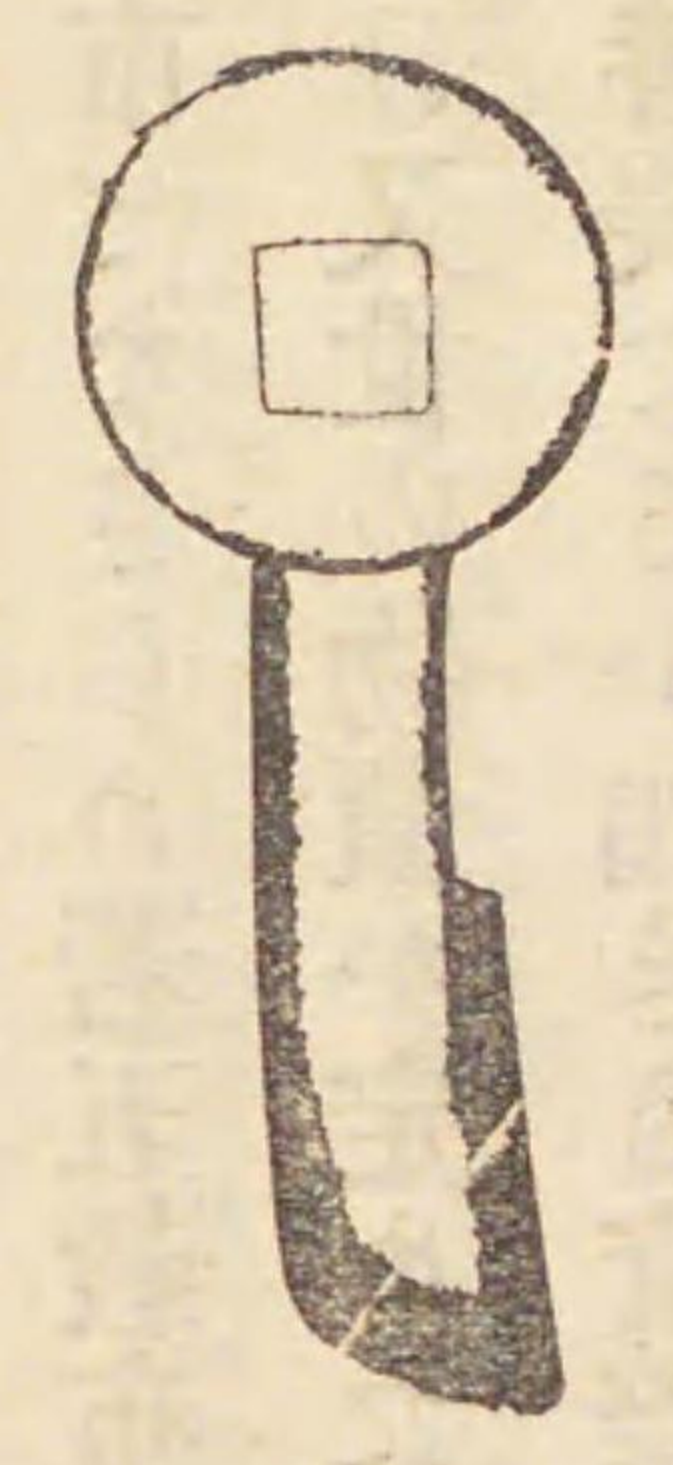


馬幣

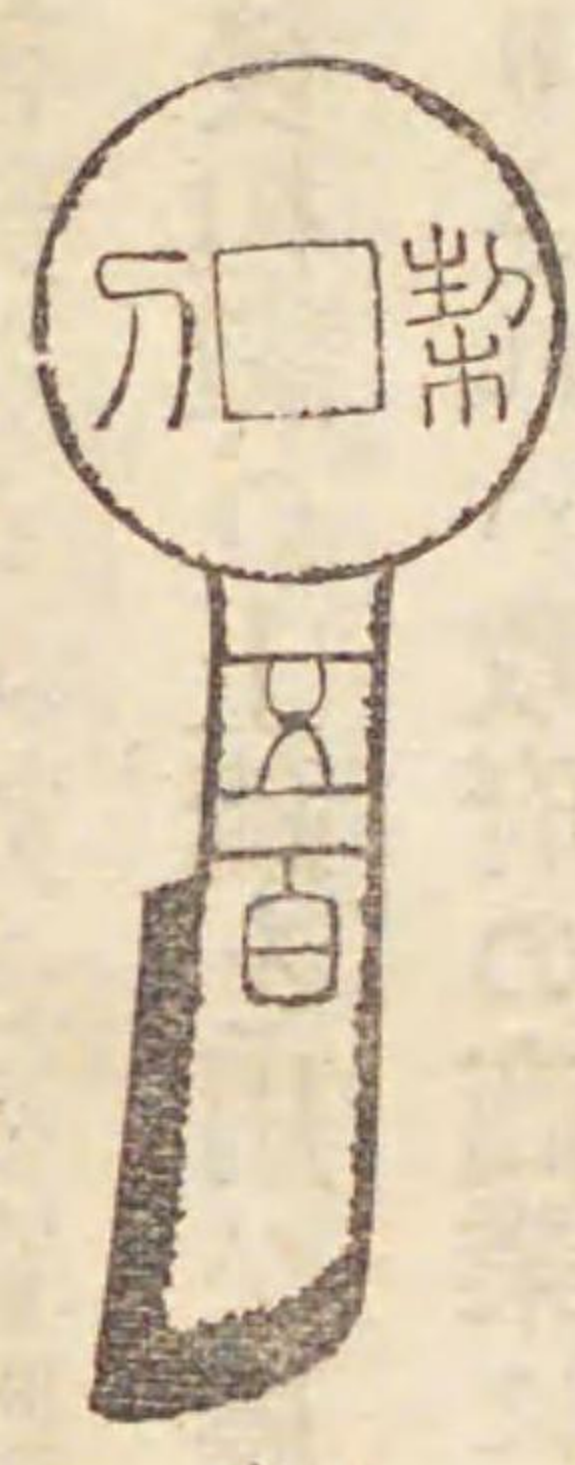


龜幣

王莽刀泉布



刀



契



泉



大



布



小

人民の氣質

第六節 風俗

凡支那人民の氣質ハ政府の方針ニ從ひて變遷するを常とす故ニ秦武斷の政を尙ひたりしかハ當時の人民は自ら勇武の氣質あり(然れども魯の地方の如きは尙春秋の遺風ありて頗温柔の風ありき)漢の世ニ至て武帝の世大ニ文學を尙ひたりしかハ當時の士大夫は文雅の風に富むニ至れり其後郡國に詔して直言極諫孝廉の士を擧げしより廉吏の出たるも古今に冠たり後漢に及ひて光武學校を興し處士を重し又最孝廉の一科を尙ひしかハ氣節の風を養成し遂に黨人の禍の起れり三國の世には士風概勇武なりしか晋の世に及ひて清談の風盛行はれて士風も優柔慳弱となれり

家族の制

家族の制は大抵上古と相似たり然れども富家豪戸にては奴婢を使役するも甚盛にて一家千餘人の奴婢を置くもの少なからず武帝の時没収せられたる奴婢の數は千萬に上れり又王莽の時には長安の市中に奴婢の市を設け牛馬と欄を同くして賣買をなしかハ法令を設けて之を禁せしに人民の其不便



を訴ふるより遂にまた其禁を解きたりき

婚姻の儀式は大畧上古の禮に従へり然れども王侯にて甥或は外家の諸姑を以て妻となし更に行輩を論せざるものあり漢惠帝の皇后張氏は帝の姉魯元公主の従弟の女なり然れば民間に禮法に違へるとありとは推して知るべきなり又

長安閭里の人民は嫁娶をなすに先つ財貨の多少を論するの風ありきといふ喪葬は上古と多少の差あり漢の末には三年の喪を三十六日として大に喪期を短くせり是れ時勢止むを得ざるなり棺槨には木材或は瓦石を用ひ王公の如きは屍を埋むるに雲母を用ひたり又喪術といふものありて土地の是非を見て埋葬の吉凶を下す此術魏晋の際に至りて大に世に行はれたり又薤露蒿里の歌ありて薤露は王公貴人の葬を送る時に歌ひ蒿里は士大夫庶人の葬を送る時に歌ひたり是を挽歌といふ

(祭祀) 祭祀は秦の時には四時の祀を主とし始皇の世には封禪の祭を尙べり漢の高祖の關中に入るに及ひて更に一時を立てて北時といふ是より關中

には五時あるに至れり文帝の時五時に郊見し又五帝の廟と壇とを立てしとあり武帝の位に即くに及ひて又五時に郊見し海内を巡行して屢封禪の祭をなしたり其後天地を祭るとは歴代相守りて廢せしとなかりき

男子の戴くものには通天冠、遠遊冠、高山冠、進賢冠等あり又林宗巾の如きものもありき婦人は綾羅を以て面を覆ひ頭髮は種々の名目あり梁冀の妻は墮馬髻をなし魏の宮人は驚鶴髻及び蟬鬢

饗飲之圖













崇

五百七十四年

二年 同後光

武帝崩す○昭帝立つ

五百七十五年

年始元元

上官桀の謀反

五百八十七年

年元平元

霍光昌邑王を廢して宣帝を立つ

五百八十三年

年本始二

常惠鳥孫の兵を卒ゐて匈奴を伐つ

五百九十五年

年地節四

宣帝霍氏を亡す

六百〇一年

年神爵二

始めて西域都護を置く

六百十二年

年黃龍元

呼韓邪單于來朝す○宣帝崩す

六百十四年

年初元二

蕭望之を殺す

六百二十五年

年建昭三

陳陽郅支單于を斬る

六百二十八年

年竟寧元

王鳳大將軍となる

六百二十九年

年建始元

王鳳の兄弟皆列侯となる

昭帝 宣 帝 元 帝 成

垂

六百五十三年

年緩和元

王莽大司馬となる

六百五十五年

年元始五

王莽平帝を弑す

六百六十六年

年居攝元

劉崇翟義兵を起す

六百六十八年

年始建國元

王莽漢を篡す

六百七十六年

年天鳳三

句町を伐つ

六百七十七年

同四年

綠林の兵起る

六百七十八年

同五年

赤眉の兵起る○翌年匈奴を伐つ

六百八十二年

年地皇三

平林の兵起る○劉秀兄弟起る

六百八十四年

年更始二

昆陽の戦○王莽滅ぶ

六百八十五年

年建武元

王郎を平く

六百八十七年

同三年

光武帝に即く

帝 平帝 王 莽 光











九百十九年

魏甘露四年蜀  
景耀二年吳永安二年

司馬昭高貴  
鄉公を弒す

鄉公

九百二十三年

魏景元四年蜀  
炎興元年吳永安二年

魏蜀を伐つ○蜀亡ふ

元

九百二十五年

魏咸熙二年  
吳甘露元年

司馬炎魏を篡す

帝

八百八十八年  
八百八十九年  
八百九十年  
八百九十一年  
八百九十二年  
八百九十三年  
八百九十四年  
八百九十五年  
八百九十六年  
八百九十七年  
八百九十八年  
八百九十九年  
九百一十年  
九百一十一年  
九百一十二年  
九百一十三年  
九百一十四年  
九百一十五年  
九百一十六年  
九百一十七年  
九百一十八年  
九百一十九年  
九百二十年  
九百二十一年  
九百二十二年  
九百二十三年  
九百二十四年  
九百二十五年

明治二十二年十一月一日一版印刷出版  
同 二十四年五月八日二版印刷出版

版權所有

著者

市村 瓚次郎



同

瀧川 龜太郎

同牛込區藥王寺前町五十三番地寄留

發行兼印刷者

吉川 半七

同京橋區南傳馬町一丁目十二番地

發賣者

林 平次郎

同日本橋區箔屋町八番地

同

松村 九兵衛

大阪市南區心齋橋南

京橋區元數寄屋町四丁目杉原活版所印行



東京市立図書館蔵書印

大塚市立図書館蔵書印

同日本印刷部蔵書印

吉川半吉蔵書印

三書蔵書印  
同千代田縣立王寺南門五十

東京市立図書館蔵書印  
市村登大蔵書印

同

疑賣書

同

同

善書

同二十四年正月八日二週甲臘出廻

同廿二年十一月一日一週甲臘出廻

同對酒會

同